

(第一類 第二号)

第六十七回国会 衆議院 沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録 第二号

昭和四十六年十一月十日(水曜日)

午後一時七分開議

出席委員

委員長 床次 德二君

理事 金丸 信君

理事 國場 幸昌君

理事 二階堂 進君

理事 漢 徹郎君

理事 毛利 松平君

理事 久保 三郎君

理事 細谷 治嘉君

理事 中川 嘉美君

理事 門司 亮君

天野 光晴君

池田 清志君

石井 一君

宇田 國榮君

小渕 恵三君

大石 八治君

大村 裕治君

木野 晴夫君

佐藤 守良君

齋谷 勝利君

田中 龍夫君

谷川 和穗君

藤波 孝生君

三ツ林弥太郎君

武藤 嘉文君

豊 水光君

川俣健二郎君

武部 文君

桑名 義治君

米原 忠君

内閣総理大臣 佐藤 栄作君

法務大臣 前尾繁三郎君	委員の異動 十一月九日
外務大臣 福田 起夫君	辞任 補欠選任
文部大臣 高見 三郎君	農林大臣 斎藤 昇君
厚生大臣 赤城 宗徳君	通商産業大臣 田中 角榮君
運輸大臣 丹羽喬四郎君	郵政大臣 廣瀬 正雄君
労働大臣 原 健三郎君	建設大臣 西村 英一君
自治大臣 渡海元三郎君	官(國務大臣) (總理府總務長官) 山中 貞則君
人事院總裁 佐藤 達夫君	官(防衛府長官) 西村 直己君
人事院事務総局 佐藤 達夫君	人事院總裁 佐藤 達夫君
管理局長 萩木 広君	人事院事務総局 佐藤 達夫君
防衛施設庁長官 島田 豊君	人事院事務総局 佐藤 達夫君
防衛施設庁総務 長坂 強君	人事院事務総局 佐藤 達夫君
部長 沖縄・北方対策 田辺 博通君	人事院事務総局 佐藤 達夫君
沖縄・北方対策 田辺 博通君	人事院事務総局 佐藤 達夫君
沖縄調整部長 岡田 純夫君	人事院事務総局 佐藤 達夫君
沖縄・北方対策 田辺 博通君	人事院事務総局 佐藤 達夫君

十一月六日

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出第二号)

沖縄振興開発特別措置法案(内閣提出第三号)

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出第六号)

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

は本委員会に付託された。

○床次委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出にかかる沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案及び国家公務員法第十三条第五項および地方自治法

第一百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件、以上の各案件を一括して議題といたします。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)  
沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出第二号)  
沖縄振興開発特別措置法案(内閣提出第三号)  
第一節 民事関係(第十条—第二十四条)

委員外の出席者

沖縄及び北方問題に関する特別委員会調査室長

沖縄振興開発特別措置法案(内閣提出第一号)



選舉法(千九百六十八年立法第七十四号)、行政主席選舉法(千九百六十八年立法第七十五号)又は沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び參議院議員選舉法(千九百七年立法第九十八号)の規定による事件(刑事事件及び沖縄の電波法第九十二条第一項の規定により異議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件を除く。)について琉球政府の高等裁判所(以下この章において「旧高等裁判所」という。)において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続は、最高裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十一条 旧高等裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続(分限事件、刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、福岡高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

2 立法院議員選舉法、市町村議会議員及び市町村長選舉法(第十六条第一項(第二十一条において準用する場合を含む。)を除く。)、行政主席選舉法又は沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び參議院議員選舉法の規定による事件(刑事事件を除く。)について琉球政府の地方裁判所(以下この章において「旧地方裁判所」という。)において沖縄法令の受理その他の手続とみなす。

3 沖縄の電波法の規定による事件(刑事事件及び同立法第九十二条第一項の規定により異議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件を除く。)について旧地方裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続は、東京高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

4 この法律の施行の際第二審として旧高等裁判所に係属している上告事件(刑事事件及び前条

に規定する事件を除く。)についてされた上告の提起は、控訴の提起とみなす。

第十二条 旧地方裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続(刑事事件に関するものを除く。)は、この法律に別段の定めがあるものを除く。は、この法律に別段の定めがある場合を除き、那霸地方裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

(以下この章において「旧高等裁判所」という。)において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続は、最高裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続(刑事事件に関するものを除く。)は、この法律に別段の定めがあるものを除く。は、この法律に別段の定めがある場合を除き、那霸地方裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十三条 琉球政府の家庭裁判所(以下この章において「旧家庭裁判所」という。)において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十四条 旧簡易裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続(刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。)は、那霸家庭裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十五条 第十一条第一項及び第四項の規定は琉球列島米国民政府の上訴審裁判所の事件について、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の規定は琉球列島米国民政府の民事裁判所の事

件について準用する。

2 前項の事件の手続の費用に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(琉球政府の裁判所等において発せられた書類に關する経過措置)

第十六条 この法律の施行前に琉球政府の裁判所(以下この章において「旧裁判所」という。)又は琉球列島米国民政府の裁判所(以下この章において「民政府の裁判所」という。)にて發せられた上告状、控訴状、訴状その他の書類(刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。)又は

いて「民政府の裁判所」という。)にて發せられた上告状、控訴状、訴状その他の書類(刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。)又はこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、第十条から前条までの規定に基づいて、この法律の施行の際まだ受理されていない事件を取り扱うべき裁判所にあてたものとみなす。

2 旧地方裁判所又は旧家庭裁判所が第一審としてした判決(第十条に規定する事件及び刑事事件に関するものを除く。)に対してこの法律の施行前に発せられた上告状で、この法律の施行の際まだ受理されていないものは、控訴状とみなす。

(弁論の更新)

第十七条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承認した事件については、当事者は、從前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

(公序良俗に反する裁判の効力)

第十八条 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の裁判(刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。)で公の秩序又は善良の風俗に反するものは、その効力を有しない。

第十九条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承認した事件につき民事訴訟法(明治二十年法律第二十九号)又は非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)を適用し、又は準用する等の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百二十七号)附則第四項、第八項及び第十項、民事訴訟法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百三十五号)附則第二項、民事訴訟手続に關する條約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に關する法律(昭和四十五年法律第百五号)附則第五項並びに民事訴訟法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第百号)附則第二項の規定の例による。

百二十七号)附則第四項、第八項及び第十項、民事訴訟法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百三十五号)附則第二項、民事訴訟手続に關する條約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に關する法律(昭和四十五年法律第百五号)附則第五項並びに民事訴訟法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第百号)附則第二項の規定の例による。

2 この法律の施行の際本土の裁判所に係属している事件の沖縄にある当事者の行為に關し民事訴訟法第百五十九条第一項後段(同法以外の法令において準用する場合を含む。)又は非訟事件手続法第二十二条後段(同法以外の法令において準用する場合を含む。)に定める期間が現に進行しているものについては、なお従前の例によ

(破産法及び和議法に關する経過措置)

第二十条 破産法(大正十一年法律第七十二号)又は和議法(大正十一年法律第七十二号)を適用するについての経過措置に關しては、破産法及び和議法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第百七十三号)附則第二項から第七項まで及び会社更生法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十八号)附則第六項から第八項までの規定の例による。

(行政事件訴訟法に關する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法(千九百五十三年立法第四十八号)第五条第一項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知った日を基準とするものについては、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三月とする。

2 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五条第三項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、同条



二号) その他の政令で定める刑事に関する法律(以下この節において「本土の刑事関係法令」という。)の規定(刑罰に関する規定を除く。)は、この法律の施行前に沖縄において生じた事項についても適用する。この場合において、この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑事に関する法律(以下この節において「沖縄の刑事関係法令」という。)の規定に該する事項で本土の刑事関係法令にその規定に相当する規定のあるものは、当該本土の刑事関係法令の規定によつて生じた効力は、本土の刑事関係法令上の相当の効力とみなす。

前項後段の規定の適用については、沖縄の刑事訴訟法第四百五十五条に定める上告に該する規定は、刑事訴訟法第三編第二章に定める控訴に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第四百六十六条に定める上告に該する規定は、刑事訴訟法第三編第三章に定める上告に該する規定に、沖縄の刑事訴訟法第三百七十九条第三項、第三百九十五条第二項、第三百九十六条规定する規定に、沖縄の刑事訴訟法第四百六十六条に定める上告に該する規定は、刑事訴訟法第三百七十九条第三項、第三百八十五条第二項、第三百八十六条第二項又は第四百三十三条第二項に定める即時抗告に該する規定は、これらに対応する刑事訴訟法第三百七十七条の裁判所がした刑事に関する最終の裁判(この法律の施行の際当事者が上訴をすることができた事件で次条第八項後段の規定によりこの法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなされるもの以外のものについての裁判を含むものとし、以下この節において「民政府の裁判所の最終裁判」という。)は、那覇地方裁判所がした刑事に関する確定裁判と、この法律の施行の際琉球政府の更生保護委員会に係属している異議の中立では、この法律の施行の日に中央

更生保護審査会に対しされた審査請求とみな  
一。

沖縄の刑事訴訟法の施行前に旧裁判所に公訴の提起があつた事件については、刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)第二条に定める事件の処理に關する法令の規定の例による。この場合においては、第一項の規定を準用する。

**第二十八条** 旧裁判所においてした刑事に関する事件の受理その他の手続は、当該裁判所の所在地を管轄する裁判所で前二条の規定により当該事件について裁判権その他の権限を有する裁判所（その裁判所が二以上あるときは、この法律

の施行の際当該事件が係属している旧裁判所と管轄区域を同じくする裁判所として、以下この項目において「相当裁判所」という。)においてした事件の受理その他の手続と、この法律の施行前に旧裁判所にあって発せられた刑事に関する訴訟

この法律の施行の際旧裁判所に係属している事件についてこの法律の施行前にした公判手続  
りについての書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、相当裁判所にあてたものとみなす。

は、これを更新しなければならない。  
旧裁判所がした裁判その他の処分で前条第一項の規定により本土の刑事関係法令の規定に定める裁判その他の処分とみなされるものの上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立ての期

問は、この法律の施行の際まだその期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

期間は、刑法並びに訴訟手続法典（一千九百五十五年琉球列島米国民政府布令第百四十四号）第一部第三章第四条又は刑事訴訟法第二百五十条に定める期間のうち、犯人に有利なものによる。

5 旧簡易裁判所がした略式命令又は即決裁判が

この法律の施行後に確定判決と同一の効力を有することとなる場合における罰金又は料料の上に限る額については、なお從前の例による。この場合において、その額の換算については、第一十五条第一項後段の規定を準用する。

7 6 この法律の施行前に沖繩において生じた事項に係る刑事訴訟費用、刑事補償その他刑事に關する國の債権債務の額の算定については、なむ従前の例による。

8 関する事件(民政府の裁判所の最終裁判があつた事件を除く。)についてこの法律の施行前にされた手続は、この法律の施行後は、事件の受理を除き、その効力を有しない。

この法律の施行の際民政府の裁判所に係属し

ている刑事に関する事件について、最高裁判所で規則で定める期間内に検察官から刑事訴訟法第二百五十六条に定める起訴状が那霸地方裁判所に差し出されたときは、当該事件は、この法律の施行の日に同裁判所に係属するものとする。

この場合において、民政府の裁判所の裁判があつた事件で、この法律の施行の際当事者が上訴をすることができたものについて、最高裁判所が規則で定める期間内に当事者から那霸地方裁判所に審理を求める旨の書面の提出があつたとき

9 沖縄の刑事関係法令の規定による服役良好時間又は特殊良好時間の取得並びに喪失及び取消しについては、なお従前の例による。

**(恩赦)**  
**第二十九条** 恩赦に関する法令の規定は、沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定める罪を犯した者についても適用があるものとする。

赦に相当する効力を有するものとみなす。

**第三十条** この節の規定は、沖縄に設立されていた裁判所が刑事に関してした裁判で昭和二十七年四月二十八日前に確定したもの（沖縄に設立されていた裁判所が同日前に刑事に関してしな

裁判で、上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立てがなく、又はその申立てが取り下げられたため、同日以後に確定したもの（及び民政府の裁判所が昭和三十年四月十日前にした刑事に関する最終の裁判に係る事項について

## 第五章 琉球政府等の権利義務の承継等

### (琉球政府の権利義務の承継)

場合を除き、政令で定めるところにより、その時において、琉球政府の事務又は事業を承継する國又は沖繩県その他の法人が、その承継する事務又は事業の目的又は性格その他の事情に応じて承継する。

(琉球政府の職員の承継)  
第三十三十二条 この法律の施行の際琉球政府の一般職に属する常勤の職員又は特別職のうち政令で定めるものに属する職員として在職する者は、政令で定めるところにより、国、沖縄県、沖縄市

県の区域内の市町村又は政令で定める公共的團體の職員となる。

の属する年度の決算を作成し、沖縄県の監査委員の審査を経て、これを沖縄県の議会に報告するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。





同じ。)については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めると

繩県の区域にあって差し出される料額印面のついた往復葉書の返信部に限る。

(合衆国ドル表示の債権又は債務の切替え)

請求による沖縄の失業保険手紙が二枚以上である場合には、その合計金額)を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額

債務（以下この条において「ドル表示債権債務」といふ。）沖縄の市町村が有しているドル表三

きをする沖縄の郵便局において買い戻すものとする。

る者との間に存するドル表示債権債務及び沖繩にある者の間又は沖繩にある者と本土にある者

(切手類の交換等)

松わるべきものは、政令で定めるもの及び特約のあるものを除き、この法律の施行の際第四

行政主席が発行した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票（同立法第三十三条に規定する郵便料金の表示書類）。以下二つに示す。

十九条第一項の規定による交換比率は、より日本円表示の債権又は債務に切り替えられるものとする。

定する要領も三月の要領を除く。」  
条において「沖縄の切手類」という。)について  
は、この法律の施行の日から政令で定める日本

## 第八章 法令の適用に関する特別措置

での間に限り、政令で定めるところにより、  
繩の切手類を所持する者の請求に応じ、当該油  
籠の切手類のものに料金の額（二枚以上の油

(沖縄法令による免許等の交付の有無等)  
**第五十三条** この法律の施行前に、本土法令の規定に相当する冲縄法令の規定によりされた

繩の切手類に係る場合には、そのあらわす料金の合計額。次項において同じ。)を第四十九条第一項の七

許、許可、認可、承認、登録、これらの処分取消し、申請、届出等の処分又は手続は、別

一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、郵便法（昭和十二年法律第二百六十五号）第三十三條の規定

おいて処分の基準が著しく異なる等特別の理由がある場合を除き、政令（当該本土法令が總

より郵政大臣が発行した郵便切手その他の郵便に  
関する料金をあらわす証票と交換するものとす

府令又は省令であるときは、名れぞれ総政府又は省令。以下次条までにおいて同じ。)で定るところにより、それぞれ本土法令の相当規定

2 沖縄の切手類については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で

2 前項の規定により本土法令の規定による  
によりされた処分又は手続とみなす。

わす料金の額を第四十九条第一項の規定により  
交換比率により日本円に換算した金額に相当

合において、この法律の施行前に、沖縄法令において免許の取消し、営業の停止その他の不

る額の限度において、郵便に関する料金の納付に充てることができる。ただし、沖縄県の区外以外の本邦の地域に所在する郵便局に差し出される郵便物に係る沖縄の切手類については、

益な処分の理由とされている事実で、これに当する事実が本土法令においてもこれら不益な処分の理由とされているものがあつたと（第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規

(特別の手当) 第二節 総理府関係

の適用を受けたことが沖縄法令において不利益な処分の理由とされている事実に該当する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によつて、この法律の施行前に、同項の規定によつたものとみなして、本土法令の当該規定を適用することができる。

別に法律に定めがある場合及び第一項の規定が適用される場合を除き、人の資格に関する本土法令の規定の適用については、当該本土法令において不利益な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、本土法令の当該規定を適用することができる。

第一項及び前項の規定は、この法律の施行の際すでに本土法令の規定により与えられている身分又は地位に影響を及ぼすものではない。  
(沖縄において従事していた業務等の継続)

五十四条 一定の業務又は職業についての制限又は禁止を定めている本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定がない場合には、この法律の施行の際沖縄において適法にこれらの業務又は職業に従事している者は、別に法律に定めがある場合及び当該業務又は職業が高度の専門的知識を要するものである等特別の理由がある場合を除き、政令で定めるところにより、当該本土法令の規定にかかるわらず、引き続きこれら

第五十五条 琉球政府の職員のうち、第三十二条  
の規定により国家公務員となり、一般職の職員  
の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十  
五号）の規定の適用を受けることとなる職員、  
琉球政府において受ていた給料月額等を考慮し  
て人事院が必要と認めるものについては、当分  
の間、人事院規則で定めるところにより、特別  
の手当を支給するものとする。

2 沖縄県の区域内に所在する官署に勤務する医  
師及び歯科医師で、一般職の職員の給与に関する  
法律の規定の適用を受けるものについては、  
当分の間、人事院規則で定めるところにより、  
特別の手当を支給することができる。  
(国家公務員災害補償法の適用に関する経過措  
置)

第五十六条 琉球政府の職員のうち、第三十二条  
の規定により一般職の国家公務員となつた者及び  
この法律の施行前に離職し、又は死亡した者  
で、その離職又は死亡の時に一般職の国家公務  
員が従事する事務に相当する事務に従事してい  
たものについては、当該職員としての公務を國  
家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九  
十一号）上の公務とみなして、同法の規定並び  
に国家公務員災害補償法の一部を改正する法律  
(昭和四十一年法律第六十七号)附則第六条及び  
第八条の規定を適用する。この場合において、  
この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償  
年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項につ  
いては、人事院規則で特別の定めをすることと  
ができる。

2 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日  
以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する  
補償に関する規定は、同項の規定にかかわらず、そ  
の者の職員としての公務を國の公務とみなして  
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規  
定による補償（同法第八十二条に規定する補償  
を除く。）の例により補償を行なう。







第三項の規定に該当する者に係る租税特別措置法第四章並びに災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第四条及び第六条の規定の適用について準用する。

#### (内国消費税等に関する特例)

第八十条 沖縄県の区域内における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続いて酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して五年以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置

二 砂糖消費税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある砂糖類（砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）第一条に規定する砂糖、糖みつ及び糖水をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ）から移出され又は引き取られる砂糖類（政令で定めるものを除く。）に係る砂糖消費税の免除に関する措置

三 摺發油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある摺發油（摺發油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第一条第一項に規定する摺發油（同法第六条の規定により摺發油とみなさ

れるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる摺發油（政令で定めるものを除く。）に係る摺發油税

#### (政令で定めるものと同一の)に係る摺發油税

（内国消費税等に関する特例）

#### (内国消費税等に関する特例)

第八十条 沖縄県の区域内における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定め

ることができる。

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続いて酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して五年

以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置

二 砂糖消費税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある砂糖類（砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）第一条に規定する砂糖、糖みつ及び糖水をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ）から移出され又は引き取られる砂糖類（政令で定めるものを除く。）に係る砂糖消費税の免除に関する措置

三 摺發油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある摺發油（摺發油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第一条第一項に規定する摺發油（同法第六条の規定により摺發油とみなさ

れるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる摺發油（政令で定めるものを除く。）に係る摺發油税

#### (政令で定めるものと同一の)に係る摺發油税

#### (内国消費税等に関する特例)

#### (内国消費税等に関する特例)

第八十条 沖縄県の区域内における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定め

ることができる。

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続いて酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して五年

以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置

二 砂糖消費税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある砂糖類（砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）第一条に規定する砂糖、糖みつ及び糖水をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ）から移出され又は引き取られる砂糖類（政令で定めるものを除く。）に係る砂糖消費税の免除に関する措置

三 摺發油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある摺發油（摺發油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第一条第一項に規定する摺發油（同法第六条の規定により摺發油とみなさ

れるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる摺發油（政令で定めるものを除く。）に係る摺發油税

#### (政令で定めるものと同一の)に係る摺發油税

#### (内国消費税等に関する特例)

第八十条 沖縄県の区域内における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定め

ることができる。

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続いて酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して五年

以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置

二 砂糖消費税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある砂糖類（砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）第一条に規定する砂糖、糖みつ及び糖水をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ）から移出され又は引き取られる砂糖類（政令で定めるものを除く。）に係る砂糖消費税の免除に関する措置

三 摺發油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある摺發油（摺發油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第一条第一項に規定する摺發油（同法第六条の規定により摺發油とみなさ

れるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる摺發油（政令で定めるものを除く。）に係る摺發油税

#### (政令で定めるものと同一の)に係る摺發油税

#### (内国消費税等に関する特例)

第八十条 沖縄県の区域内における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定め

ることができる。

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（千九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続いて酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して五年

以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置

二 砂糖消費税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある砂糖類（砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）第一条に規定する砂糖、糖みつ及び糖水をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ）から移出され又は引き取られる砂糖類（政令で定めるものを除く。）に係る砂糖消費税の免除に関する措置

三 摺發油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある摺發油（摺發油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第一条第一項に規定する摺發油（同法第六条の規定により摺發油とみなさ

は、その者を酒類製造者と、同項の施設を当該酒類の製造場とみなし、その用途以外の用途に供し又は譲り渡した時に当該酒類をその製造場から移出したものとみなして、酒税法の規定を適用する。この場合において、当該酒類に課されるべき酒税の額は、同項の規定により軽減されるべき酒税の額とする。

3 前二項の規定により課税物品の製造者とみなされた者が提出すべき酒税法第三十条の二第一項、砂糖消費税法第十一条第一項、揮発油税法第十一条第一項、地方道路税法（昭和三十年法律第二百四号）第七条第一項又は物品税法第二十九条第二項の規定による申告書は、これらの規定にかかわらず、第一項の規定に該当する場合には同項の積込みをした課税物品を沖縄県の区域内から当該区域以外の本邦の地域に向けて移出する時までに、前項の規定に該当する場合には同項の規定によりその製造場から移出したものとみなされた日から起算して五日以内に、それぞれ提出しなければならない。ただし、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該申告書の提出期限は、当該税務署長の指定した日とする。

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定期品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して五年を経過した日までの間ににおいて第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に關する措置の変更若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合においては、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる額として政令で定めるところにより計算した額とする。

一 当該指定物品については、この法律の施行の日における関税及び内国消費税に関する法令（この法律を除く。）の規定により計算した額からこれら関税及び内国消費税の額の合計額からこれらに相当する金額

二 当該課税物品については、当該変更又は廃止があつた日に、当該区域に適用されるべき内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額からこれらの日の前日に当該区域に適用されていた内国消費税に関する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相当する金額

（関税等に関する特例）

第八十三条 その輸入につき課される関税の税率が、沖縄のこれに相当する税の税率でこの法律の施行の際適用されていたもの（次条において「沖縄の関税率」といふ。）に比し著しく高くなる原料品のうち、次に掲げる物品については、この法律の施行の日から起算して五年以内に沖縄県の区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一 その輸入の許可の日の翌日から起算して一年以内に、税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある製造工場において政令で定める物

品の製造に使用され、かつ、その製造が終了する原料品で政令で定めるもの

二 沖縄県の区域内において主として小規模企業者により営まれている製造業の製品のうち政令で定めるものの製造に使用される原料品で政令で定めるもの（政令で定める数量の範囲において主務大臣の行なう割当てを受けた

当該製品の製造者が、その受けた数量の範囲内で輸入し、かつ、当該区域において当該製造のため使用するものに限る。）

2 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第六項に規定する電気事業者が税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石油で政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

3 第一项第二号の主務大臣の行なう割当ては、政令で定めるところにより、沖縄県知事に行なわれることができる。

4 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十三条第三項から第七項までの規定は第一項第一号の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、同法第二十条の二第二項及び第三項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と、「用途以外」とあるのは「関税を軽減し又は免除する場合について、それがぞれ準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「沖縄の関税率」といふ。）に比し著しく高くなる原料品のうち、次に掲げる物品については、この法律の施行の日から起算して五年以内に沖縄県の区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

第八十五条 沖縄県の区域から出城する旅客が個人的用途に供するため購入する物品で、当該物品につき関税及び内国消費税に関する法令（次条において「本邦の関税法等」といふ。）の規定により課される税の額がこれらの法令に相当する沖縄法令（次条において「沖縄の関税関係法令等」という。）の規定により課されるものとした場合の税の額に比し著しく高くなるもののうち輸入に係るウイスキーその他の政令で定めるもの（以下この項において「指定物品」という。）を販売する小売業者で税関長の承認を受けたもの（以下この項において「承認小売業者」という。）が政令で定める方法により指定物品を当該区域において販売した場合において、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該指定物品がこれを購入した者（政令で定める者に限る。）により携帯して当該区域以外の本邦の地域へ移出され又は携帯して輸出されたときは、当該承認小売業者に対し、政令で定めるところにより、当該指定物品（政令で定める数量又は金額の範囲内のものに限る。）について納付された、又は納付されるべき関税又は内国消費税の全部又は一部に相当する金額を払い戻す。

2 前条第一項の規定は、承認小売業者について準用する。この場合において、同項中「関税」とあるのは、「関税又は内国消費税」と読み替えるものとする。

第八十六条 この法律の施行の際沖縄県の区域内にある物品のうち、沖縄の関税関係法令等の規定により課された、又は課されるべき税の額が、当該物品をこの法律の施行の日以後に当該区域以外の本邦の地域に輸入するものとした場合に課されることとなる関税及び内国消費税の額に比し著しく低い物品で政令で定めるものが、同日から起算して一年以内に当該地域へ移出される場合には、政令で定めるところにより、当該移出を輸入とみなして、関税法その他の関税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該物品に対し課されるべき関税の額は、当該移出の時に適用されている本邦の関税法等（沖縄の生産に係る物品にあっては、内国消費税に関する法令の規定（この法律の規定を除く。）により計算した関税及び内国消費税の額の合計額から沖縄の関税関係法令等（沖縄の生産に係る物品にあっては、内国消費税に関する法令に相当する沖縄法令）の規定により計算したこれらの税に相当する税の額を控除した金額に相当する金額として政令で定めることにより計算した金額とする。

第八十七条 偽りその他不正の行為により第八十五条第一項の規定による関税又は内国消費税の払戻しを受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

2 前項の違反行為については、関税法第百十条の規定は、適用しない。

3 第一項の犯罪に係る関税又は内国消費税の払戻金に相当する金額の三倍が五十万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ「該払戻金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

4 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三条第四項において準用する関税税率法第十三条规定に違反した者

二 第八十三条第四項又は第八十四条第三項において準用する関税税率法第二十二条の二第二項の規定に違反した者

三 第八十三条第六項の規定に違反した者

四 第八十三条第六項又は第八十四条第三項において準用する関税税率法第二十二条の二第二項の規定に違反した者

五 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

6 関税法第十一章の規定は第一項及び前二項の犯則事件（関税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十六条の規定は第一項及び前項の犯則事件（内国消費税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、それぞれ準用する。

（国税に関する経過措置等についての政令への委任）

第七十八条 第七十二条から前条までに定めるもののはか、国税（関税、とん税及び特別とん税を含む。以下この条において同じ。）に関する法令の沖縄への適用についての経過措置、課税の軽減又は免除に関する特例を定めている沖縄法令の規定に相当する本土法令の規定がない場合に

おける当該特例の暫定的適用に関する措置その他の冲縄の復帰に伴い必要とされる国税に関する事項については、政令で必要な規定を設けること

ができる。

（税關貨物取扱人等に対する給付金の支給）

第八十九条 国は、次に掲げる者で政令で定める要件を満たすものに対し、その転業又は転職の申請へ提出するため、予算の範囲内において、沖縄の復帰に伴い必要とされる国税に関する措置その他の政令で定めるところにより、特別の給付金を支給することができる。

一 税關貨物取扱人等に対する給付金の支給

六十号）第十二条の規定により税關貨物取扱人の業務に従事することを許可された者（次号において「税關貨物取扱人」という。）で、沖縄の復帰による当該業務の量の減少に伴い、その営む当該業務を廃止することとなるもの（次項において「廃止業者」という。）

二 税關貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの（次項において「離職業者」）が、前項の給付金の支給を受けた場合には、第六十八条第二項に規定する政令で定めるところに準じて、政令で定めるところにより、当該廃止業者に対する課税の特例措置を講ずるものとする。

（国有の財産の管理及び処分の特例）

第九十条 この法律の施行の日において沖縄県の区域内に所在する国有の財産のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第二項の規定に基づきアメリカ合衆国から譲渡を受けた財産を政令で定めるもの及び公用又は公共の用に供される政令で定めるその他の財産については、政令で定めるところにより、関係地方公團共体に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 沖縄県の区域内に所在する国有財產（国有財產法（昭和二十三年法律第七十三号）第一条に規定する国有財産をいう。）のうち、昭和二十一年一月二十八日において神社の用に供し、若しくは供するものと決定し、又は旧国有財產法（大正十年法律第四十三号）の規定に基づき寺院若しくは教会に無償で貸し付けていた財産については、政令で定めるところにより、当該神社、寺院又は教会（当該神社、寺院又は教会が宗教法人法第四条の宗教法人となつたときは、当該宗教法人（その一般承継人である宗教法人を含む。））に対し、無償又は時価より低い価格で譲

渡することができる。

3 沖縄県の区域内に所在する国有の財産のうち、この法律の施行の際琉球政府、沖縄の市町村その他の法人又は個人が使用し、又は収益することを認められている財産で、國が琉球政府の事務若しくは事業を承継する者、沖縄の市町村その他の法人に相当する者又は当該個人（これら者の一般承継人を含む。）に引き続き使用させ、又は収益させるものについては、前二項の規定の適用を受ける場合を除き、政令で定められた期間内は、從前と同一の条件で使用させ、又は収益させることができる。

（金地金の売払いの特例）

第九十一条 国は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、政令で定める日前から引き続いて沖縄県の区域内において貴金属製品製造業を営んでいる者に対し、政令で定めるところにより、その者が政令で定める用途に供する金地金（大蔵大臣がその定める数量の範囲内において行なう割当てを受けた数量の範囲内のものに限る。）を時価より低い価格で充てんことができる。

（外国投資家に係る株式の所有の認可等）

第九十二条 この法律の施行の際外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）第三条第一項第三号に規定する技術援助契約でその期間及びその対価の支払期間のうちこの法律の施行の日以後の期間が一年をこえるものを沖縄居住者（同日において沖縄に住所又は居所を有する個人及び沖縄に主たる事務所を有する法人その他主務省令で定めるもの）をいう。次項において同じ。）との間ににおいて締結している同項第一号に規定する外国投資家（以下この条において「外国投資家」という。）及びその相手方は、当該技術援助契約を同日以後六月をこえる間継続しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六月以内に申請して、当該継続について主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

この法律の施行の際沖縄法人（沖縄法令により設立された法人をいう。以下この条において同じ。）の株式若しくは持分（外資に関する法律第三条第一項第四号に規定する持分をいう。次項において同じ。）沖縄法人の発行した社債又は沖縄居住者に対する貸付金債権（この法律の施行の日から当該社債又は貸付金債権の元本の償還の日までの期間が一年以下であるものその他当該社債又は貸付金債権の取得が外國為替及び外國貿易管理法に基づく命令の規定の適用により短期の国際商業取引の決済のためのものであるとされるものを除く。）を所有している外国投資家は、当該株式若しくは持分、社債又は貸付金債権をこの法律の施行の日以後六月をこえる間引き続いて所有しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六月以内に申請して、当該所有について主務大臣の認可を受けなければならない。

主務大臣は、前二項の規定による認可をするに際し、必要な条件を附することができる。この場合において、前項の規定による認可（株式又は持分の所有に係るものに限る。）の申請をした外国投資家が当該申請の時において当該株式又は持分の所有により沖縄法人を実質的に支配しているものとして主務省令で定める者に該当するときは、当該条件には、当該沖縄法人の事業所の設置又は移転に関する条件を含むものとする。

外資に関する法律第十四条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による認可を受けた外国投資家について準用する。

第九十三条 前条第一項又は第二項の規定による認可を受けなければならない者で、当該認可の申請の期間内にその申請をしなかつたものは、三万円以下の罰金に処する。

外資に関する法律第二十九条の規定は、前項の違反行為について準用する。

## 第五節 文部省関係

（沖縄の学校その他の教育機関に関する経過措置）

第九十四条 この法律の施行の際沖縄の学校教育法（一千九百五十九年立法第三号）の規定により設置されている学校又は各種学校は、政令で定めるとところにより、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）の規定による学校又は各種学校となるものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府又は教育区の設置する学校その他教育機関（沖縄法令の規定による琉球大学及び琉球大学短期大学部を除く。）

は、それぞれ沖縄県又は当該教育区と区域を一にする市町村の設置する学校その他の教育機関となるものとする。

（沖縄の学校の卒業者の卒業資格等）

第九十五条 沖縄の学校教育法による小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校若しくは養護学校を卒業し、又はこれらの学校の課程若しくは修業年限の一部を修了した者は、学校

の学校の相当の課程若しくは相当の修業年限の一部を修了した者とみなす。

2 昭和二十一年一月二十九日から沖縄の学校教育法の施行の日の前日までの間に沖縄に存在していた学校で学校教育法第一条に規定する学校における教育に相当する教育を行なつたものを卒業し、又はその課程の一部を修了した者の資格に

関連必要な事項は、文部省令で定める。

（私学共済組合法に関する特例等）

第九十六条 沖縄私学共済組合の組合員であつた者は私学共済組合の組合員であつた者と、その者の沖縄私学共済組合の組合員であつた期間は

合法附則第十八項の規定により沖縄私学共済組合の組合員であつた期間に算入された期間（沖縄私学共済組合の成立の際まで引き続いている

期間に限る。）は、私学共済組合法の適用につい

ては、その者の私学共済組合の組合員であつた

期間とみなす。

期給付を受ける権利は、私学共済組合法の相当規定により取得した長期給付を受ける権利とみ

なす。

3 第二項の規定により私学共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、私学共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中私学共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。

4 前項に定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者その他の政令で定める者に係る私学共済組合法による長期給付の受給資格及び給付額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

5 沖縄私学共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準給与に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前に係る掛金に関する事項

（著作権法に関する経過措置）

第九十七条 最初に沖縄において発行される著作物（最初に本邦の地域外において発行されたが、その発行の日から起算して三十日以内に沖

縄において発行されたものを含む。次項において同じ。）でこの法律の施行の際沖縄の著作権法

（明治三十一年法律第三十九号）による著作権の全部が消滅しているもの（この法律の施行の際

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）による保護を受けているものを除く。）については、著

作権法中著作権に関する規定は、適用しない。

2 最初に沖縄において発行される著作物でこの法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権の一部が消滅しているもの（この法律の施行の際

著作権法による保護を受けているものを除く。）

について、著作権法中その消滅した権利に相当する著作権に関する規定は、適用しない。

3 同法第九十五条及び第九十七条の規定を含み、レコードでの法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存するもの（この法律の施行の際

著作権法による保護を受けているものを除く。）については、著作権法第七条及び第八条並びに同法附則第二条第三項及び第五項の規定にかかわらず、同法中著作権に係る規定（同法第一百一条の規定を除く。）を適用する。

4 前項に規定する実演又はレコードに係る著作権法による保護を受けているものを除く。）に係る著作権の存続期間は、沖縄の著作権法によるこれら著作権の存続期間のうちこの法律の施行の日において残存する期間（その期間の満了する日が著作権法の施行の日から起算して二十年を経過する日後の日であるときは、その二十年を経過する日までの間）とする。

第五十九条 この法律の施行前に沖縄の著作権法第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は同法による著作権若しくは出版権を侵害する行為によつて沖縄で作成され、又は沖縄に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物で、この法律の施行の時において国内で作成されたとしたならば著作権法による著作権人

権又は著作権、出版権若しくは著作権に侵害する行為によつて作成されたものとなるべきものをこの法律の施行後に情を知つて頒布す



師」とあり、同法第八条、第十二条第二項、第十  
五条第一項及び第七十三条第一項中「医師、歯  
科医師」とあり、同法第十条中「医師」とあり、同  
法第六十九条第一項第四号、第二項及び第三項  
中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介  
輔」とする。

7 医療法第五条及び第七十二条から第七十四条

まで並びに前項後段の規定は、介輔が公衆又は  
特定多数人のため往診のみによつてその業務を  
行なう場合に準用する。この場合において、次  
の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に  
掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字  
句に読み替えるものとする。

第七十二条第一項	第六十九条第一項から第三項まで、 若しくは第六項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する 法律第百条第七項において第五条第一項の規定を準用することにより適用される第六十九条第一項から第三項まで若しくは第六項
第七十三条第一項	第五条第二項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する 法律第百条第七項において第五条第一項の規定を準用することにより適用される第六項若しくは第九条
第七十四条第一項	第八条から第十二条まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する 法律第百条第七項において第五条第一項の規定を準用することにより適用される第六項若しくは第九条
第七十五条第一項	第六十九条第一項から第三項まで、 若しくは第六項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する 法律第百条第七項において第五条第一項の規定を準用することにより適用される第六項若しくは第九条
第七十六条第一項	厚生大臣	厚生大臣
第七十七条第一項	免許を取り消し	業務を禁止し
第七十八条第一項	再免許を与える	その禁止処分を取り消す
第七十九条第一項	厚生大臣又は都道府県知事	沖縄県知事
第八十条第一項	官吏若しくは吏員又は医道審議会の委員	職員
第八十一条第一項	厚生大臣	沖縄県知事
第八十二条第一項	第七条第二項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百一条第二項において準用する第七条第二項
第八十三条第一項	、第二十条、第二十一条又は第二十二 三条	又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百一条第二項において準用する第二十条、第二十一条若しくは第二十三条
第八十四条第一項	厚生大臣	沖縄県知事
第八十五条第一項	厚生大臣	厚生大臣
第八十六条第一項	免許を取り消し	業務を禁止し
第八十七条第一項	再免許を与える	その禁止処分を取り消す
第八十八条第一項	厚生大臣	厚生大臣
第八十九条第一項	業務を禁止し	業務を禁止し
第九十条第一項	厚生大臣	厚生大臣

8 沖縄法令の規定により行なつた第六項に規定する場所に係る届出は、同項の規定により診療所とみなされた場所について医療法の相当規定により行なつた届出とみなす。

9 第六項に規定する場所については、医療法第三条第一項の規定にかかわらず、介輔診療所又はこれに類する名称を附けることができる。

10 政令で定める法律の規定（当該規定が罰則である場合及び当該規定に違反する行為につき罰則が設けられている場合を含む。）の適用については、介輔は、医師とみなし、第六項に規定する場合は、診療所とみなす。

第一百一条 歯科介輔（この法律の施行の際沖縄法令による歯科介輔である者をいう。以下この条

において同じ。）は、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条の規定にかかわらず、歯科医師の不足している地域として厚生大臣が定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、從前沖縄法令により認められた業務を行なうことができる。たゞ、次項において準用する同法第七条第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2 歯科介輔については、歯科医師法第七条（第三項後段及び第四項を除く。）、第十九条から第二十三条の二まで、第三十条及び第三十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 前条第二項及び第四項から第十項までの規定は、歯科介輔及び歯科医師が業務を行なう場所について準用する。この場合において、同条第六項中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替えるものとする。  
(准看護婦に関する特例)

第一百二条 公衆衛生看護助産婦看護婦法（千九百六十八年立法第百四十九号。以下この条において「立法第百四十九号」という。）附則第十三条规定により設置された臨時准看護婦養成所又は厚生大臣が指定するこれに準ずる准看護婦の養成所を卒業した者は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十二条の規定にかかわらず、沖縄県知事が行なう准看護婦試験を受けることができる。

4 第二項の規定により免許を受けた准看護婦に対する保健婦助産婦看護婦法第二十一条の規定の適用については、同条第三号中「准看護婦」とあるのは、「准看護婦（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二条第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した者に限る。）」とする。

5 この法律の施行の際立法第百四十九号附則第十三条第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格している者は、第一項の規定に合規した者に係る准看護婦の免許は、沖縄県知事が与える。

により准看護婦試験を受け、これに合格したことにより同立法による准看護婦となつてゐる者は、第二項の規定により免許を受けた准看護婦とみなす。

第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

立法院百四十九号附則第十二条第一項の規定により届出をした者は、昭和四十九年二月二十日までは、保健婦助産婦看護婦法第三十二条の規定にかかるわらず、沖縄県の区域において、同法第六条に規定する業をすることができる。

ただし、次項において準用する同法第十四条第二項又は第四項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

前項に規定する者については、保健婦助産婦看護婦法第十四条第二項、第四項及び第五項（後段を除く。）第十五条第二項から第五項まで、第三十七条並びに第四十四条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

都道府県知事	沖縄県知事
免許を取り消す	業務を禁止する
都道府県知事	沖縄県知事
免許を取り消し	業務を禁止し
取消処分	禁止処分
再免許を与える	その禁止処分を取り消す
第五項、第三項及び第五項	第五項
都道府県知事	沖縄県知事
第四十四条第一号	第三十五条から第三十八条まで

（社会福祉事業法等に関する特例）

第二百三十三条 昭和四十九年三月三十一日までの間においては、沖縄県の区域内の市及びその長は、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定の適用については、それぞれ町村及び町村長とみなす。

（社会福祉事業法等に関する特例）

第二百三十三条 昭和四十九年三月三十一日までの間においては、沖縄県の区域内の市及びその長は、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、厚生年金保険法（昭和三十八年法律第百三十三号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）及び精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の規定の適用については、それぞれ町村及び町村長とみなす。

（厚生年金保険法等に関する特例等）

第二百四十四条 第一百二十二条第八項においては、適用しない。

（厚生年金保険法等に関する特例等）

規定は、前項の規定により町村とみなされた市がこの法律の施行の日において福祉に関する事務所を設置する場合の当該設置については、適用しない。

（農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

第三十七条による被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限る。）、保険料納付済期間又は保険料免除期間は、それぞれ国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による被保険者であつた期間、保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなす。

沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法の規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法又は国民年金法の規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利とみなす。

沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による被保険者であつた者その他の政令で定める者に係る厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法による老齢年金等の受給資格及び通算老齢年金の額その他の法律に規定する事項については、これらの法律、厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）及び通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定にかかるわらず、政令で特別の定めをすることができる。

沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

（農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

第三十七条による被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限る。）は、当該被保険者の種別となつた期間を除く。は、当該被保険者の種別となつた期間とみなす。

（農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

第三十七条による被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限る。）は、当該被保険者の種別となつた期間とみなす。

別に応じ、それぞれ当該種別に相当する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百五十五号）による被保険者であつた期間とみなす。ただし、同立法による第三種被保険者であつた期間（この法律の施行の際同立法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付の額の計算の基礎となる期間を除く。）は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢、廃疾、脱退又は死亡に関する保険給付（葬祭料を除く。）については、同法第十七条の規定による被保険者であつた期間とみなす。

十五年四月一日以後の期間に限る。）、保険料納付済期間又は保険料免除期間は、それぞれ国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による被保険者であつた期間、保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなす。

沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法の規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法又は国民年金法の規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利とみなす。

沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による被保険者であつた者その他の政令で定める者に係る厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法による老齢年金等の受給資格及び通算老齢年金の額その他の法律に規定する事項については、これらの法律、厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号）及び通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の規定にかかるわらず、政令で特別の定めをすることができる。

沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

（農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

第三十七条による被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限る。）は、当該被保険者の種別となつた期間を除く。は、当該被保険者の種別となつた期間とみなす。

資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準報酬に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は被保険者であつた期間とみなす。ただし、同立法による第三種被保険者であつた期間（この法律の施行の際同立法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付の額の計算の基礎となる期間を除く。）は、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による老齢、廃疾、脱退又は死亡に関する保険給付（葬祭料を除く。）については、同法第十七条の規定による被保険者であつた期間とみなす。

同日においてまだ支給していない一時金たる保険給付若しくは一時金たる給付に係する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る保険料に係する事項

五 第七節 農林省関係

（農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

第三十七条による被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限る。）は、当該被保険者の種別となつた期間を除く。は、当該被保険者の種別となつた期間とみなす。

（農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

第三十七条による被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限る。）は、当該被保険者の種別となつた期間を除く。は、当該被保険者の種別となつた期間とみなす。

（農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

第三十七条による被保険者であつた期間（昭和四十五年四月一日以後の期間に限る。）は、当該被保険者の種別となつた期間を除く。は、当該被保険者の種別となつた期間とみなす。

の規定によりその組合員であつた期間とみなされた期間（昭和二十一年一月二十九日以後の期間に限る。）のうちその成立の際まで引き続いている期間は、農林共済組合法（第二十一条を除く。）の適用については、農林共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3 沖縄農林共済組合法の規定により取得した年金たる給付を受ける権利は、農林共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、農林共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中農林共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。

5 前項に定めるもののほか、沖縄農林共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る農林共済組合法による退職年金等の受給資格及び通算退職年金の額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

6 沖縄農林共済組合法による次に掲げる事項については、なお從前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた組合員又は任意継続組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二 この法律の施行の日前に係る標準給与に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の年分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

（農業者年金基金法に関する特例）

第一百七条 沖縄県の区域内に住所を有する者に係

る農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第二十三条第一項第一号の規定の適用について

については、当分の間、当該区域における農業經營の現況を考慮して政令で定める要件に該当する者は、同号に掲げる者に該当する者とみなす。

2 前項に定めるものほか、沖縄県の区域内に経営移譲の要件、この法律の施行前に沖縄の区域内に住所を有していた者に係る農業者年金基金法による金法による経営移譲年金等の受給資格期間及びその額その他のこれらに係る同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

第三百八条 沖縄県の区域内にある小作地については、農地法（昭和二十七年法律第二百一十九号）第六条第一項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

2 沖縄県の区域内にある小作地についての農地法第六条第一項の規定の適用については、同項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村の区域（その隣接市町村の区域内の地域で市町村長が政令で定めるところにより沖縄県知事の承認を得て当該市町村の区域に準ずるものとして指定したものと含む。）」とする。

3 沖縄県の区域内に住所を有する者がその住所地の属する市町村の区域以外の沖縄県の区域内に所有している小作地は、当該小作地及びその所有者の住所地が、その区域内の土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに因連してこの法律の施行の日の前日までに行なわれた市町村の分立によりその区域を縮小した市町村として農林大臣の指定するもののその縮小の直前の区域内にある場合には、農地法第六条第一項の規定の適用については、その所有者の住所地の属する市町村の区域内にある小作地とみなす。

4 沖縄県の区域内にある小作地のうち、昭和十

九年七月一日以後この法律の施行の日の前日ままでの間に他の市町村に住所を移転した個人（こ

の法律の施行の日以後の住所地がその移転前の住所地の属する市町村の区域内にない個人及びこれに連する個人で政令で定めるものに限るも

のとし、昭和二十七年四月二十八日以後に他の市町村に住所を移転した個人には、その使用に係る土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに伴いその住所の移転をした個人に限る。若しくはその一般承継人（この法律の施行の日以後の住所地がその移転前の住所地の属する市町村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに限る。）若しくはこれら世帯員をいう。）である者がこの法律の施行前から引き続きその移転前の住所地の属する市町村の区域内に所有している小作地（農地法第七条第一項第二号から第十六号までに掲げる小作地を除く。）であつて、その面積の合計が一ヘクタール（農地法第六条第一項第二号の規定による公示がされているときは、その公示に係る面積）をこえないもの（農林省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の確認を受けたものに限る。）又はその小作地の所有権をこの法律の施行の際の所有者から承継した一般承継人（その承継の時以後の住所地がその小作地のある市町村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに限る。）がその承継後引き続き所有している小作地（農林省令で定めることにより当該小作地である旨の農業委員会の確認を受けたものに限る。）は、農地法第六条第一項第一号の規定にかかわらず、所有することができる。

5 農地法第九十条第一項の規定は前項の場合に、同条第二項の規定は、前三項の場合に準用する。

6 この法律の施行後、沖縄県の区域内の市町村につき、農業委員会等に係る法律の規定によ

り最初に行なわれる農業委員会の委員の選挙により農業委員会が成立する日までは、第四項の規定の適用については、同項中「農業委員会」とあるのは、「市町村長」とする。

第一百九条 沖縄において、昭和四十六年六月十六日以前からこの法律の施行の日まで継続して、他人がこの法律の施行の際農産種苗法（昭和十二年法律第二百五十五号）第七条の規定による登録を受け又は当該登録の出願をしている種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をしている者は、この法律の施行後（この法律の施行の際他人が当該登録の出願をしている場合にあつては、その出願に係る当該登録の後）も、農産種苗法第十条第一項の規定にかかわらず、沖縄県の区域内に限り、当該登録に係る種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をすることができる。その者の一般承継人についても、同様とする。

（食糧管理法に関する特例等）

第一百十条 沖縄県の区域内においては、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条、第四条ノ二及び第八条ノ二から第八条ノ六までの規定並びに同法第九条第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の間、適用しない。

2 前項の一定価格は、この法律の施行の日の属する年以後の年産のものをその生産者から一定価格を下らない価格で買い入れかつ、その買入に係る沖縄産米穀を完り渡す業務を行なうものに対し、政令で定めるところにより、その業務の実施によつて生ずる損失の補てんに充てるための交付金を交付することができる。

る米穀については、政令で定めるところにより、稲作振興法（千九百六十五年立法第五十七号）第十五条第二項の規定に基づき定められた沖縄産米穀の買入基準価格でこの法律の施行の際適用しているものに相当する額を基準とし、この法律の施行後における米穀の本土買入価格（食糧管理法第三条第二項の規定により定められる米穀の買入れの価格をいう。以下この項において同じ。）の変化の状況を参照して、当該一定年間の経過後政令で定める一定年間に生産される米穀については、その期間の満了の時に、その額が、その品質が沖縄産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格に相当するものとなるよう、その額をこれに漸次近づけることを旨として、その期間の経過後に生産される米穀については、その品質が沖縄産米穀に類似する米穀に係る米穀の本土買入価格を基準として、それぞれ農林大臣が定める。

第一百二十二条 この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される米穀を

食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合（飼料用米穀として売り渡す場合を除く。）におけるその売渡しの価格は、同条第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その期間の満了の時にその額が米穀の本土売渡価格に一致することとなるよう、その額をこれに漸次近づけることを旨として、農林大臣が定める。

第一百二十三条 この法律の施行後政令で定める一定年間に、沖縄県の区域において消費される麦を

食糧管理法第四条ノ三第一項の規定により売り渡す場合におけるその売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格は、同条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところによつて、その他の諸掛の額を加えて得たに要した運賃その他の諸掛の額を加えて得た麦の加工又は製造を業とする者がこの法律の施行前に貰い入れた麦の買入価格（その者が輸入した麦については、その買入価格にその輸入の標準売渡価格（同項の規定により定められる麦の標準売渡価格をいう。次項において同じ。）の変化の状況を参照して、農林大臣が定める。

第一百二十四条 沖縄県の区域内にある米穀の売買取引については、米穀の販売の業務を営む者は、この法律の施行後政令で定める期間内は、当該区域において消費される米穀を食糧管理法第四条第一項の規定により売り渡す場合におけるその売渡しの価格及びその売渡しに係る米穀を当該区域において販売するのに要する標準的な費用の額を参照して農林大臣が定める価格をとする。

第一百五十五条 農林大臣は、第一百十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、米穀の生産者又は米穀若しくは麦の販売、加工、製造、運送若しくは保管を業とする者に対して必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

第一百五十六条 第百十四条の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第一百五十七条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

#### 第八節 通商産業省関係 (特許法に関する特例)

第一百五十八条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百五十九条 この法律の施行前にした特許出願に係る特許権の効力は、この法律の施行の際沖縄に有する物には、及ばない。ただし、特許出願後に沖縄において生産され、又は輸入された物については、その物が引き続き沖縄県の区域内に

ある場合に限る。

第一百六十条 第百十四条の規定に違反して契約を

するのに要する標準的な費用の額を控除して得た

額を、加工又は製造の原材料用米穀として売り

渡す場合においては、沖縄において米穀の加工

又は製造を業とする者がこの法律の施行前に買

い入れた米穀の買入価格（その者が輸入した米

穀についても、その買入価格にその輸入に要し

た運賃その他の諸掛の額を加えて得た額）に相

当する額をそれぞれ基準とし、この法律の施行

行為を罰するほか、その法人又は人に対する、当該各項の罰金刑を科する。

（森林国営保険法の適用延期）

（海区漁業調整委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

（森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）は、この法律の施行の日から起算して三年間は、適用しない。

（海区漁業調整委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

一百五十九条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百六十条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百六十一条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百六十二条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百六十三条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百六十四条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百六十五条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百六十六条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百六十七条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百六十八条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百六十九条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百七十条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

第一百七十一条 第百五十五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条（第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。）

(日まで継続してこの法律の施行前にした特許出願に係る発明の実施である事業をしていたもの内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法(千九百六一年立法第七十六号)の施行後である場合において、当該事業の開始したとき(発明実施者が当該特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は当該特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は当該特許を知った者から知得した者である場合を除く)は、この限りでない。

前項の規定による特許発明の実施をする権利は、特許法による通常実施権とみなす。

特許法第九十九条第二項の規定は、前項の規定により特許法による通常実施権とみなされた特許発明の実施をする権利について準用する。(実用新案法に関する特例)

第一百二十条 前条の規定は、実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)を沖縄に適用する場合に準用する。

(意匠法に関する特例)

第一百二十一一条 この法律の施行前に沖縄において意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業又はその事業の準備がされた場合には、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第二十九条中「現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしてゐた者は、その実施又は準備をしている」とあるのは、「沖縄においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていた者又はその事業の準備をしていた者は、その実施又は準備をしている」と

日まで継続してこの法律の施行前にした特許出願に係る発明の実施である事業をしていたもの（以下この項において「発明実施者」という。）は、その実施をしていた発明及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖繩の不正競争防止法（千九百六十一年立法第七十六号）の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖繩において他人が当該特許出願に係る発明の実施である事業をしており、かつ、発明実施者がその事実を知りながら当該事業を開始したとき（発明実施者が当該特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は当該特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得した者である場合を除く。）は、前項の規定による特許発明の実施をする権利

特許法による通常実施権とみなす。  
特許法第九十九条第二項の規定は、前項の規定により特許法による通常実施権とみなされた特許発明の実施をする権利について準用する。  
(実用新案法に関する特例)  
第一百二十条 前条の規定は、実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)を沖縄に適用する場合に準用する。

特許法による通常実施権とみなす。  
特許法第九十九条第二項の規定は、前項の規定により特許法による通常実施権とみなされた特許発明の実施をする権利について準用する。  
(実用新案法に関する特例)  
第一百二十条 前条の規定は、実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)を沖縄に適用する場合に準用する。

2 準備をしていた」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する意匠権についての通常実施権は、この法律の施行の日に発生したものとみなす。

前項の規定により通常実施権を有する者以外の者であつて、沖縄において基準日以前からこの法律の施行の日まで継続してこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていたもの(以下この項において「意匠実施者」という。)は、その実施をしていた意匠及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしており、かつ、意匠実施者がその事實を知りながら当該事業を開始したとき(意匠実施者が当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得した者である場合を除く。)は、この限りでない。

3 前項の規定による登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利は、意匠法による通常実施権とみなす。

4 第百十九条第一項の規定はこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠権について、同条第五項の規定は前項の規定により意匠法による通常実施権とみなされた登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利について準用する。

(商標法に関する特例)

係る指定商品又はこれに類似する商品についての商標又はこれに類似する商標の使用がされた場合には、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第三十二条第一項中「日本国内」とあるのは「沖縄」と、「現にその商標が自己的業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」とあるのは「沖縄においてその商標が自己的業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていた」こととして需要者の間に広く認識されていて、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日まで継続してその商品についてその商標の使用がされていた」と読み替えて、同項の規定を適用する。

規定により商標の使用をする権利を有する者に對し、その者の業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適當な表示を附すべきことを請求することができる。ただし、前二項の規定により商標の使用をする権利を有する者が沖縄県の区域内において当該商品について当該商標の使用をする場合は、この限りでない。

前三項の規定は、この法律の施行前にした防護標章登録出願に係る防護標章登録に基づく権利について準用する。

### 第九節 運輸省関係

(自動車の検査に関する特例)

第一百二十三条 沖縄県の区域内に使用の本拠を有する道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)。(以下この節において「車両法」という。)第十三条规定する登録自動車又は車両番号の指定を受けた二輪の小型自動車の使用者が同法第六十二条の規定による継続検査を受けの場合において次項の規定による指定検査人検査合格証を提出したときは、同条の規定の適用については、当該自動車は、運輸大臣に対する提示があり、かつ、同法第三章の規定による保安上の技術基準に適合するものとみなす。

この法律の施行の際沖縄の道路運送車両法(一千九百五十四年立法第四十五号)。以下この節において「沖縄車両法」という。第五十四条の規定による指定を受けている検査人(以下この節において「指定検査人」という。)は、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間、前項に規定する自動車について指定検査人検査合格証を交付することができる。

3 指定検査人は、運輸省令で定めるところにより当該自動車が車両法第三章の規定による保安上の技術基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認められるときでなければ、指定検査人検査合格証を交付してはならぬ。

4 指定検査人は、指定検査人検査合格証を交付するときは、同時に指定検査人検査合格標章を交付しなければならない。

5 指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合 格標章には、運輸省令で定めるところにより、 有効期間を附さなければならない。

6 指定検査人は、指定検査人検査合格証の交付を受けようとする者から手数料を收受する場合においては、車両法第百二条第一項の規定に基づく継続検査に係る手数料の額の範囲内においてしなければならない。

7 自動車損害賠償保険法（昭和三十年法律第九十七号）。以下この節において「自賠法」という。 第九条第三項及び第四項の規定は、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「道路運送車両法第九十四条の五」第四項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百二十三条第一項の規定により指定検査人検査合格証の提出があつた場合」と読み替えるものとする。

8 指定検査人検査合格証の交付を受けた自動車が運輸省令で定めるところにより当該自動車に係る有効な指定検査人検査合格標章を表示しているときは、車両法第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

第一百二十四条 指定検査人は、運輸省令で定める基準に適合する自動車の検査設備を備えなければならない。  
2 指定検査人の禁止行為及び職務に専念する義務について、沖縄車両法第七十二条及び第七十三条の規定の例による。

3 運輸大臣は、指定検査人が前条第三項から第六項までの規定、同条第七項において準用する自賠法第九条第四項の規定、第一項の規定、前項においてその例によることとされる規定又は有效期間を附さなければならない。

は次条第三項の運輸省令の規定に違反した場合は、当該指定検査人に對し、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付の停止を命ずることができる。この法律の施行前に沖縄車両法第七十四条に規定する場合に該当した指定検査人であつて同条の規定による処分がなされていないものに対しても、同様とする。

4 車両法第百三十三条の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。

5 第百二十五条 車両法第百条の規定は、指定検査人の業務に因る報告及び指定検査人の事務所その他の事業場への立入りについて準用する。

6 第百二十五条 車両法第百一条の規定は、第一項の規定により指定検査人検査合格証を提出して同法第六十二条の規定による継続検査の申請をする者については、適用しない。

7 第百二十五条 車両法第百一条の規定並びに指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の様式その他指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

8 第百二十五条 車両法第百一条の規定並びに同条第四項において準用する同法第三項の規定により公務に從事する職員とみなす。

9 第百二十五条 車両法第百一条の規定並びに同法第三項の規定に基づく運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、沖縄総合事務局長に委任することができる。

10 第百二十五条 車両法第百一条の規定並びに同法第三項の規定により公務に從事する職員とみなす者は、刑法その他の罰則の適用については、法

3 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に處し、又はこれに併科する。

一 第百二十三条第三項の規定による指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章を交付した者

二 第百二十四条第三項の規定による指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標章の交付の停止の処分に違反した者

三 第百二十三条第六項の規定に違反した者

4 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に處する。

5 第百二十三条第六項の規定に違反した者

6 第百二十三条第六項の規定に違反した者

7 第百二十三条第六項の規定に違反した者

8 第百二十三条第六項の規定に違反した者

9 第百二十三条第六項の規定に違反した者

10 第百二十三条第六項の規定に違反した者

11 第百二十三条第六項の規定に違反した者

12 第百二十三条第六項の規定に違反した者

13 第百二十三条第六項の規定に違反した者

14 第百二十三条第六項の規定に違反した者

15 第百二十三条第六項の規定に違反した者

16 第百二十三条第六項の規定に違反した者

17 第百二十三条第六項の規定に違反した者

18 第百二十三条第六項の規定に違反した者

の生命又は身体が害された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をいふ。以下この節において同じ。)のてん補に因する部分及びこれに係る自動車の運行による事故に因する損害賠償については、自賠法の規定(第十六条の二、第十九条の二、第三章第五節及び第八十二条の規定を除く。)の適用があるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に因する損害賠償については、なほ従前の例による。

2 沖縄責任保険契約の対人損害のてん補に因る保険金額は、基準日(この法律の施行の日から起算して十四日を経過した日(その日の前日までに保険契約者が保険者に對し自賠法第十三条第一項に規定する保険金額による旨を申し出たときは、保険者がその申出を受けた日の翌日)をいう。以下この項において同じ。)以後に発生する自動車の運行による事故に因しては、同条第一項に規定する保険金額とし、基準日前に発生する自動車の運行による事故及び基準日前に該当契約の保険契約者が保険者に對し約定した保険金額による旨を申し出た場合における基準日以後に発生する自動車の運行による事故に因しては、当該契約した保険金額とする。

3 沖縄責任保険契約に係る被保険者が自賠法第三条の規定によつて損害賠償の責めに任ずる場合において、当該契約の対人損害のてん補に因る保険金額が約定した保険金額によるものであるときは、政府は、被保険者が保険金の支払を受け、又は被害者が同法第十六条第一項の規定により損害賠償の支払を受けた後、被害者の請求により、同法第七十二条第一項後段に規定する金額から被保険者又は被害者の当該支払を受けた金額を控除した金額の限度において、その受けた損害のうち当該支払を受けた金額をこえずる損害をてん補する。

4 自賠法第七十三条、第七十六条第一項及び第

七十七條の規定は前項の規定による損害のてん補について、同法第七十四条及び第七十五条の規定は同項の規定による請求権について、それそれ適用する。この場合において、同法第七十三条第二項中「その金額」とあるのは、「その金額から沖縄責任保険契約の被保険者が支払を受けた保険金の額又は被害者が第十六条第一項の規定により支払を受けた損害賠償額を控除した金額」と読み替えるものとする。

5 沖縄責任保険契約により保険者がてん補すべき対物損害（自動車の運行により他人の物が損壊された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けたことあるべき損害をいう。以下この条において同じ。）の範囲は、被保険者が民法の規定により賠償責任を負うことにより受けたるべき対物損害の範囲に変更されるものとする。

6 前項の規定は、沖縄自賠法第二条第一項に規定する自動車で自賠法第二条第一項に規定する自動車以外のものに係る沖縄自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約であつてこの法律の施行の際締結されているものにより保険者がてん補すべき損害の範囲について適用する。

7 沖縄責任保険契約の被保険者は、保険者に対する意思表示により当該契約を将来に向つて対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更することができる。

8 前項の規定により沖縄責任保険契約が対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対物損害のてん補に関する政令で定める金額を支払わなければならない。

第一百一十八条 この法律の施行の際沖縄県の区域において運行の用に供されている自動車で沖縄

自賠法第五条の規定の適用を受けていなかつたものに係る対人損害をてん補することを目的の全部又は一部とする保険契約（沖縄責任保険契約を除く。）であつてこの法律の施行の際締結されているもの（以下この条において「沖縄任意保険契約」という。）により保険者がてん補すべき対人損害の範囲は、当該自動車について自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約が締結されたときは、当該契約によりてん補すべき損害額をこえる対人損害の範囲に変更されるものとする。

2 前項の場合において、沖縄任意保険契約の保険契約者は、保険者に対し、当該契約の対人損害のてん補に係る保険料のうち同項の規定により保険者がてん補すべき対人損害の範囲に伴い減少する危険の当該減少分に相当する政令で定める金額の支払を請求することができる。

3 沖縄任意保険契約（その保険者が自賠法第六条に規定する保険会社であるものに限る。）で第一項の規定により保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されたもの（次項において「上乗せ保険契約」という。）の保険契約者は、保険者に対する意思表示により、当該契約が対人損害のてん補のみを目的とするときはこれを解除し、当該契約が対人損害以外の損害のてん補をも目的とするときはこれを対人損害のてん補に開する部分を有しない契約に変更することができる。

4 前項の規定により上乗せ保険契約が解除され、又は変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対人損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならない。

（琉球政府の海難審判庁がした裁決及びこれに對する訴え等に關する経過措置）

年立法第六十二号）の規定により琉球政府の海

難審判庁がした裁決は、当該裁決に係る海技従事者又は水先人の免許がこの法律に基づく政令の規定によりこれに相当する船員職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定による海技従事者の免許又は水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）の規定による水先人の免許とみなされる場合において、そのみなされる免許又はこれに係る業務に關し、海難審判法（昭和十二年法律第百三十五号）の相当規定により冲縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がした裁決とみなす。ただし、当該裁決に対しては、同法第四十六条の規定にかかわらず、高等海難審判庁に第二審の請求をすることはできない。

2 前項の規定により冲縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる裁決に対しては、この法律の施行の際なお沖縄の海難審判法第十三条第四項の規定にかかるわらず、訴えを提起することができる。

3 前項の訴えを提起することができる期間が満了していない場合に限り、海難審判法第五十三条第四項の規定にかかるわらず、訴えを提起することができる。

4 第一項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる裁決に対する訴えは、那覇地方裁判所の管轄に専属する。

5 前項に規定する訴えは、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁の長を被告とする。

6 第四項に規定する訴えに係る裁判において裁決が取り消された場合には、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁は、当該事件について海難審判法の規定による審判を行なわなければならぬ。当該審判に係る事件についての裁決に対する訴えに係る裁判において更にその裁決が取り消された場合も、同様とする。

7 前項の規定による審判については、海難審判法第五十六条第三項の規定を適用する。

8 第六項の規定による審判に係る裁決については、第六項の規定を準用する。

9 第六項の規定による審判に係る裁決に対する訴えについては、第四項及び第五項並びに海難審判法第五十三条第二項及び第三項の規定を準用し、同条第四項の規定を適用しない。

10 海難審判法の規定は、この法律の施行前に発生した海難に係る事件（琉球政府の海難審判庁が裁決をしたもの）について適用があるものとする。

#### 第十節 郵政省関係

（公衆電気通信法に關する特例）  
第百三十条 昭和四十六年六月十七日以前に琉球電信電話公社法に基づく琉球電信電話公社に対して行なわれた加入電話加入契約（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るもの）を除く。）の申込みがこの法律の施行の日以後に日本電信電話公社から承諾された場合における設備料は、

別表の規定にかかるわらず、当該申込みが昭和四十一年十一月二十日以前に行なわれたものであるときは、一人加入電話ごとに九千円、当該申込みが同月二十一日から昭和四十六年六月十七日までに行なわれたものであるときは次の表に掲げる額とする。

料	金	種	別
一 単独電話に係るもの			
二 共同電話に係るもの			
イ その電話機（公衆電気通信法第三十六条に規定する附属的などのものを除く。）において同じ。）の数が二個である場合	一加入電話ごとに	三万円	

ロ その電話機の数が三個以上である場合

三 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るもの）を除く。

（電波法に関する特例）

第一百三十二条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第八条に規定するヴァイス・オウ・アメリカ中継局については、この法律の施行の日から起算して五年

間、電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の規定にかかわらず、同条（同条に基づく取扱いを含む。）の定めるところによる。

第一百三十二条 昭和四十六年六月十七日において琉球列島高等弁務官の免許を受けた無線局により英語による放送及びこれに附帯する業務を行なつていた者で、この法律の施行の際当該無線局について琉球列島高等弁務官の免許を受けて当該放送及び業務を行なつてゐるものは、この法律の施行の日に、電波法第四条第一項の規定により当該英語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して五年とする。

2 前項に規定する者がこの法律の施行の際当該無線局により日本語による放送及びこれに附帯する業務を行なつている場合には、その者は、この法律の施行の日に、電波法第四条第一項の規定により日本語による放送をする無線局及び無線局に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

3 この法律の施行の際琉球列島高等弁務官の免

一加入電話ごとに 一万円  
一加入電話ごとに 三万円

許を受けて航空機の無線局その他の政令で定める無線局（第一項及び次項に規定する無線局を除く。）を開設している者は、この法律の施行の日以後に、当該無線局について電波法第四条第一項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

4 この法律の施行の際、沖縄においてアメリカ合衆国政府が開設している無線局又は琉球列島高等弁務官の免許を受けたものとみなす。この法律の施行の日から起算して一年とする。

5 この法律の施行前に沖縄の放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第三十二条第一項本文の規定により日本放送協会と契約を締結したものとみなす。

6 第一項及び第二項の場合においては、電波法第一項及び第二項の規定により読み替える。この法律の施行の日から起算して一年とする。

7 第一百三十三条 前条第一項から第四項までの規定により日本語による放送をする無線局及び無線局に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

8 第一百三十四条 この法律の施行前に沖縄の放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第三十二条第一項本文の規定により日本放送協会と契約を締結したものとみなす。

9 第一百三十五条 沖縄県の区域において日本放送協会が徴収する受信料の月額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実状及び社会的経済的事情を考慮して定められなければならない。

10 第一百三十六条 郵政大臣は、第百三十二条第一項に規定する者が行なう英語による放送又は日本語による放送の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その者に対し、必要な勧告をし、又は資料の提出を求めることがある。

11 第一百三十七条 この法律の施行の際沖縄の労働基準法（昭和五十三年立法第四十四号）第八条の規定により日本語による放送をする無線局及び無線局に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

12 第一百三十八条 この法律の施行の際沖縄の労働基準法第四十条の規定又は琉球人被用者に対する

の適正な履行を確保するため必要な条件を附すことができる。

第一百三十三条 前条第一項から第四項までの規定により郵政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、電波法第十四条第二項第二号から第十一号までに掲げる事項（当該無線局が放送をする無線局である場合は、同項第二号から第四号まで及び第六号から第十一号まで並びに同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項）及び郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならぬ。

13 郵政大臣は、前項の規定による届出を受理した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、当該届出に係る周波数、空中線電力又は運用許容時間に代えて、当該無線局の周波数、空中線電力又は運用許容時間を指定することができる。

14 郵政大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、電波法第十四条第一項の規定の例により、当該届出に係る事項（第一項の郵政省令で定める事項を除くものとし、当該届出について前項の規定による指定をしたときは、その指定後の事項とする。）を記載した免許状を交付する。

15 郵政大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、電波法第四条第一項の郵政大臣の承認又は同項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。

16 第一項及び第二項の場合においては、当該無線局の呼出符号は、この法律の施行の日に、郵政大臣が指定するものとする。

17 第一百四条第一項の郵政大臣の承認又は免許の有効期間は、同法第十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

18 第一百四条第二項の規定により読み替える。この法律の施行の日から起算して一年とする。

19 第一百四条第三項の規定により読み替える。この法律の施行の日から起算して一年とする。

20 第一百四条第四項の規定により読み替える。この法律の施行の日から起算して一年とする。

21 第一百四条第五項の規定により読み替える。この法律の施行の日から起算して一年とする。

22 第一百四条第六項の規定により読み替える。この法律の施行の日から起算して一年とする。

大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者が同条第六項の条件に違反し、又は第一項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、若しくは第四項の郵政省令の規定に違反したときは、電波法若しくは同法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したものとみなして、同法第七十六条第一項の規定を適用する。

（放送法に関する特例等）

第一百三十四条 この法律の施行前に沖縄の放送法第二十条の規定による届出をした者で、この法律の施行の際当該届出に係る受信設備を設置しているものは、この法律の施行の日に放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第三十二条第一項本文の規定により日本放送協会と契約を締結したものとみなす。

第一百三十五条 沖縄県の区域において日本放送協会が徴収する受信料の月額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実状及び社会的経済的事情を考慮して定められなければならない。

第一百三十六条 郵政大臣は、第百三十二条第一項に規定する者が行なう英語による放送又は日本語による放送の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その者に対し、必要な勧告をし、又は資料の提出を求めることがある。

第一百三十七条 この法律の施行の際沖縄の労働基準法（昭和五十三年立法第四十四号）第八条の規定により日本語による放送をする無線局及び無線局に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

第一百三十八条 この法律の施行の際沖縄の労働基準法第四十条の規定又は琉球人被用者に対する

#### 第十一節 労働省関係

（労働条件に関する経過措置）

第一百三十七条 この法律の施行の際沖縄の労働基準法（昭和五十三年立法第四十四号）第八条の規定により日本語による放送をする無線局及び無線局に附帯する業務の用に供する無線局についての郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

第一百三十八条 この法律の施行の際沖縄の労働基準法第四十条の規定又は琉球人被用者に対する

労働基準及び労働関係法（千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第百十六号。以下この節において「布令第百十六号」という。）第五十条の規定により年次有給休暇を積み立てている者は、当該年次有給休暇を請求することができる。

第一百三十九条 この法律の施行の際布令第百十六号の適用を受けている被用者であつて、この法律の施行後も引き続き同一の使用者に使用されているものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、同布令第五十一条の規定の例により、有給病気休暇を請求することができる。

第一百四十条 この法律の施行の際沖縄の労働基準法第八条の事業又は事務所に使用されており、かつ、この法律の施行後も引き続き当該事業又は事務所に使用されている女子であつて、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに労働基準法第六十五条の規定により休業することができるものは、沖縄の労働基準法第六十六条第三項の規定の例により、平均賃金の支払を請求することができる。

第一百四十二条 第百三十七条から前条までの規定は、労働基準法第十三条の規定の適用については、同法の規定とみなす。

（労働者災害補償保険法に関する経過措置等）

第一百四十二条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。次条において「労災保険法」という。）の規定、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号。次条において「昭和四十年改正法」という。）附則第四十一条から第四十三条までの規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十八号。次条において「昭和四十五年改正法」という。）附則第三条の規定及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徵収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五

号）第十八条の規定は、沖縄の労働者災害補償保険法（千九百六十三年立法第七十八号）の規定の適用を受けた労働者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償についても適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた保険給付の額その他必要な事項については、政令で特別の定めをすることができる。

第一百四十三条 労働者災害補償（千九百六十一年高等弁務官布令第四十二号。次項において「布令第四十二号」という。）の規定第二章第四条及び第六条から第八条まで、第三章第一条、第四章第二十条、第五章第三条から第五条まで、第六章並びに第七章第五条及び第八条の規定を除く。は、同布令の適用を受けていた被用者のうち政令で定める者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償について、法律としての効力を有する。

2 前項に規定する災害補償のうち、布令第四十二条に定める支給事由がこの法律の施行後に生ずる場合の当該事由に係る補償については、同項の規定にかかわらず、当該被災被用者、遺族及び葬祭を行なう者は、政令で定めるところにより、労災保険法の規定、昭和四十年改正法附則第四十一条から第四十三条までの規定及び昭和四十五年改正法附則第三条の規定による補償に準じた補償を受けることができる。

（失業保険に関する経過措置）

第一百四十四条 沖縄の失業保険法（千九百五十八年立法第五号。以下この条において「沖縄失保法」という。）の規定による被保険者（以下この条において「沖縄失保法被保険者」という。）であつた者であつてこの法律の施行の日以後に失業保険法（昭和二十一年法律第百四十六号。以下この条において「失保法」という。）に規定する被保険者（次項において「失保法被保険者」という。）となつたものに開する失保法の規定の適用については、沖縄失保法の規定による日雇労働被保険者であつた者に開する失保法第三条第二項に規定する離職があつたものとみなす。

号）第十八条の規定は、沖縄の労働者災害補償保険法（千九百六十三年立法第七十八号）の規定の適用を受けた労働者のこの法律の施行前に支給された保険給付の額その他の必要事項については、政令で特別の定めをすることができる。

2 この法律の施行の日（同日後に失保法被保険者となつた者については、同日後はじめて当該被保険者となつた日）前一年の期間内に沖縄失保法被保険者であつたことがある者が失保法第十五条规定第一項の規定に該当するに至つた後における同法第二十条の二の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

3 この法律の施行の際沖縄失保法受給資格者はである者（次項の規定により離職があつたとみなされることにより沖縄失保法受給資格者であることをなる者を含む。）は、失保法に規定する受給資格者とみなす。

4 この法律の施行の際沖縄失保法被保険者である者であつて、沖縄において沖縄失保法が効力を有せず、かつ、船員保険法が効力を有しているとした場合においては同法第十七条の規定による被保険者であることとなるものが引き続いたものとみなす。

5 沖縄失保法の規定による被保険者となつたときは、その者については、この法律の施行の日の前日に

あつて、当該失業の日の属する月の前二月間にもつばら沖縄における適用事業（この法律の施行の日の属する月の月については、沖縄失保法被保険者を雇用する事業主の事業をいい、同月の属する月以後の月については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいう。）に雇用されたものに因する失保法第三十八条の六第一項並びに第三十九条の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

（軍関係離職者に関する経過措置）

第一百四十五条 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号。以下この条において「沖縄軍離職者法」といふ。）第二条に規定する軍関係離職者である者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号。以下この条において「駐留軍離職者法」といふ。）第二条に規定する駐留軍関係離職者である者と、当該軍関係離職者のうち沖縄軍離職者法第二条第一号に係る者は、三年法律第百五十八号。以下この条において「駐留軍離職者法」といふ。）第二条に規定する駐留軍関係離職者である者とみなして、同法第十条から第十三条まで及び第十八条から第二十条までの規定を適用する。

（緊急失業対策法の効力等に関する経過措置）

第一百四十六条 この法律の施行の日に沖縄県の区域に居住する失業者であつて、同日前二月間に

十日以上沖縄の緊急失業対策法（千九百五十六年立法第二十四号）の規定による失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずるものは、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）附則第二条の規定の適用については、同条に規定する失業者とみなす。

2 前項に規定する失業者は、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第十条第二項の

（この法律の施行の日前に沖縄失保法に規定する受給資格者（以下この項及び第三項において「沖縄失保法受給資格者」という。）となつた者（第四項の規定により離職があつたとみなされたことにより沖縄失保法受給資格者となつたこととなる者を含む。）については、当該受給資格に係る離職の日以前の被保険者期間を除く。）は、失保法の規定による被保険者期間とみなすことにより沖縄失保法受給資格者となつたこととなる者を含む。））については、当該受給資格に係る離職の日以前の被保険者期間を除く。）

2 この法律の施行の日（同日後に失保法被保険者となつた者については、同日後はじめて当該被保険者となつた日）前一年の期間内に沖縄失保法被保険者であつたことがある者が失保法第十五条规定第一項の規定に該当するに至つた後における同法第二十条の二の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

3 この法律の施行の際沖縄失保法受給資格者はである者（次項の規定により離職があつたとみなされることにより沖縄失保法受給資格者であることをなる者を含む。）は、失保法に規定する受給資格者とみなす。

4 この法律の施行の際沖縄失保法被保険者である者であつて、沖縄において沖縄失保法が効力を有せず、かつ、船員保険法が効力を有しているとした場合においては同法第十七条の規定による被保険者であることとなるものが引き続いたものとみなす。

5 沖縄失保法の規定による被保険者となつたときは、その者については、この法律の施行の日の前日に

あつて、当該失業の日の属する月の前二月間にもつばら沖縄における適用事業（この法律の施行の日の属する月の月については、沖縄失保法被保険者を雇用する事業主の事業をいい、同月の属する月以後の月については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいう。）に雇用されたものに因する失保法第三十八条の六第一項並びに第三十九条の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

（軍関係離職者に関する経過措置）

第一百四十五条 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第百四十七号。以下この条において「沖縄軍離職者法」といふ。）第二条に規定する軍関係離職者である者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号。以下この条において「駐留軍離職者法」といふ。）第二条に規定する駐留軍関係離職者である者とみなして、同法第十条から第十三条まで及び第十八条から第二十条までの規定を適用する。

（緊急失業対策法の効力等に関する経過措置）

第一百四十六条 この法律の施行の日に沖縄県の区域に居住する失業者であつて、同日前二月間に

十日以上沖縄の緊急失業対策法（千九百五十六年立法第二十四号）の規定による失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずるものは、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）附則第二条の規定の適用については、同条に規定する失業者とみなす。

2 前項に規定する失業者は、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第十条第二項の

一  
二  
三

規定の適用については、公共職業安定所長が中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第二十七条第一項の規定により指示した就職促進の措置を受け終わった者とみなす。

第二二館 政治行政

と、同立法第五条及び第六条の見出し中「新法」とあるのは「土地区画整理法」と、同条中「新法」百三十条」とあるのは「土地区画整理法第一百一十八条」とする。

(違反建築物等の取扱い)

第二十五条の規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財政援助その他の措置を講ずるものとする。  
(沖縄県の職員等の給与に関する経過措置)  
第一百五十二条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、地方自治法第二百四十二条第二項の規定にか  
るべく、

**第一百四十七条** この法律の施行の際沖縄の土地収  
画整理法施行法（千九百六十九年立法第七十六

3 沖縄の土地区画整理法施行法第三条第一項に規定する旧組合又は土地区画整理についてこの法律の施行後同額の規定により効力を有する旧

当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくは  
者の受けるべき給料の額が当該地方公共団体の

（二）第九条の規定に、いわゆる「前」の意味の表す事項に就き、  
画法（千九百五十三年立法第三十四号）第十三条の規定により現に土地区画整理を施行している  
の規定により現に土地区画整理を施行している  
土地区画整理組合及びその施行する土地区画整  
理並びに同立法第十四条の規定により現に市町

組合にに関する規定の失効前又は沖縄の土地区画整理法施行法第四条第一項に規定する土地区画整理についてこの法律の施行後同項の規定により効力を有する市町村施行に関する規定の失効前に之を行ふに付する簡略の適用については、

二十五年法律第二百一号)第三条第二項の規定は、適用しない。  
前項の規定は、建築基準法第六十六条又は第八十八条第一項に規定する工作物について準用

額に達しないこととなる場合その他の場合で政令で定める場合においては、当分の間、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

村が施行している土地区画整理については、この法律に別段の定めがある場合を除き、沖縄の地区画整理法施行法第二条から第六条までの規定は、法律としての効力を有する。この場合において、沖縄の地区区画整理法施行法第三条第

前にした行為に対する罰則の適用については、これらの規定の失効後も、なお従前の例による。これらの規定の失効前にした行為に対する沖縄の土地区画整理法施行法第九条の規定による改正前の沖縄の都市計画法第十三条第二項において準用する沖縄の旧耕地整理法（明治四十二年）

(地代家賃統制令の適用除外)  
沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、地方  
自治法第二百四十四条第二項の規定にかかるわらず、  
同項に規定する手当のほか、医師又は歯科医師  
である職員に対し、当分の間、条例で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。  
（地代家賃統制令の適用除外）  
第百四十九条 地代家賃統制令（昭和二十一年勅  
令第四百四十三号）は、沖縄県の区域には、適  
用しない。

「二十九年法律第一百十九号」と、同条第五項中「新法第十四条」とあるのは「土地区画整理法第

法律第三十号)第八十七条の規定による補償金額決定の請求についても、同様とする。

(沖縄の合併市町村等に関する財政援助その他の措置) 第百二十条 国は、中頭の市町村でこの法津の趣旨に規定する特別の手当について適用する。(沖縄県の職員等の公務災害補償に関する経過措置)

十四条」と、「新法」とあるのは「同法の」と「新法第十七条」とあるのは「同法第十七条」と、同条第六項中「新法」とあるのは「土地区画整理法」であることは「中越県田畠上云々」、「丁文三番二九〇は「中越県田畠上云々

4 第一項の土地区画整理について  
区画整理法施行法第九条の規定による改正前の  
沖縄の都市計画法第十三条第二項において準用する  
する沖縄の旧耕地整理法第三十条第四項の規定

第一百五十二条 次に掲げる者に係る公務上の災害補償については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「国家公

法」と「行政主席」である(「新編原典」)。同条第七項中「新法」とあるのは「土地区画整理法」と、「第二十一条第四項」とあるのは「第二十二条第一項」と、同条第八項中「新法第二十一条第六項」と、同条第八項中「新法第二十二条第一項」とあるのは「土地区画整理法第二十二条第一項」と、同立法第四条第二項中「前項」とあるのは「第二十一条第一項」とある。

5 この法律の施行後沖繩の土地区画整理法施行による換地処分の告示があつた場合においては、当該告示を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三条第四項の規定による換地処分の公告とみなして、同法第百七条第三項の規定を適用する。

同立法第十三条、第十五条及び第二十五条から第二十五条の三までの規定の例に準じ政令で定めるところにより、予算の範囲内で、必要な財政援助その他の措置を講ずるものとする。

国は、沖縄県の区域内の市町村が政令で定める日までに開催する市町村の合併の寺例に開

務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十二号）とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）」と、「同法の規定並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第六条及び第八条」とあるのは「同法」と「人事院規則」と

るの「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日から起算して五年以内に、前項」と、「新法」とあるのは「土地区画整理法」と、同条第三項中「新法第三条第三項」とあるのは「土地区画整理法第三条第三項」と、「新法の」とあるのは「同法の」と、「規則」とあるのは「命令

する法律(昭和四十年法律第六号)第二条第一項の市町村の合併をし又はしようとする場合は、同条第二項の合併市町村及び市町村の合併をしようとする市町村に対し、政令で定める期間内に限り、沖縄の市町村合併促進法第十三条の規定によるものとされる。この法律の施行前におけるのは「政令」と読み替えるものとする。

に離職し、又は死亡した者で当該離職又は死亡の時において地方公共団体又はその機関が行なう事務に相当する事務に従事していたもの

三 前二号に掲げる者に準する者として政令で定める者

(公職選挙法に関する経過措置)

第一百五十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める間、公職選挙法第九条及び第十条に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

一 次号及び第三号に掲げる者のほか、沖縄法令の規定(第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者(選挙に関する犯罪以外の犯罪による刑の執行猶予中の者を除く。)その執行が終わるまでの間又はその執行を受けることがなくなるまでの間

二 沖縄法令の規定による選挙に関する犯罪により、この法律の施行の際沖縄法令に規定する選挙権及び被選挙権を有していない者 当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされた日を起算日として当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされる期間を経過する日までの間

三 第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる選挙犯罪に関する沖縄法令の規定の罪(以下この号において「沖縄選挙犯罪」という。)のうち公職選挙法第二百五十二条第一項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し罰金の刑に処せられた者、沖縄選挙犯罪のうち同条第二項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し禁錮以上の刑に処せられた者又は沖縄選挙犯罪のうち同条第三項の罪に相当する罪に相当する罪として政令で定めるものにつき刑に処せられ更にこれら

の罪につき刑に処せられた者 それぞれ、同一条第一項、第二項又は第三項に規定する期間

に相当する間

亡の時において地方公共団体又はその機関が行なう事務に相当する事務に従事していたもの

三 前二号に掲げる者に準する者として政令で定める者

(公職選挙法に関する経過措置)

第一百五十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める間、公職選挙法第九条及び第十条に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

一 次号及び第三号に掲げる者のほか、沖縄法令の規定(第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者(選挙に関する犯罪以外の犯罪による刑の執行猶予中の者を除く。)その執行が終わるまでの間又はその執行を受けることがなくなるまでの間

二 沖縄法令の規定による選挙に関する犯罪により、この法律の施行の際沖縄法令に規定する選挙権及び被選挙権を有していない者 当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされた日を起算日として当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされる期間を経過する日までの間

三 第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる選挙犯罪に関する沖縄法令の規定の罪(以下この号において「沖縄選挙犯罪」という。)のうち公職選挙法第二百五十二条第一項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し罰金の刑に処せられた者、沖縄選挙犯罪のうち同条第二項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し禁錮以上の刑に処せられた者又は沖縄選挙犯罪のうち同条第三項の罪に相当する罪に相当する罪として政令で定めるものにつき刑に処せられ更にこれら

の罪につき刑に処せられた者 それぞれ、同一条第一項、第二項又は第三項に規定する期間

に相当する間

は、情状により、刑の言渡しと同時に、公職選挙法第二百五十二条第四項の規定の例により、同号に規定する期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

3 第一項第三号に掲げる者について、この法律の施行の日前に同号に規定する期間につき当該選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨の宣告がされている場合には、当該宣告は、前項の規定によりされた宣告となります。

(琉球政府税の承継等)

第一百五十四条 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による道府県税に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この項において「県税相当琉球政府税」という。)に係るものは、その時において沖縄県が承継する。

2 地方税法の規定で政令で定めるものは、県税相当琉球政府税及び沖縄の市町村が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき市町村税(これに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。次項において「沖縄市町村税」という。)に係る他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。この場合において、これらの規定中事業税及び不動産取得税に係る部分は、市町村税に関する規定とみなす。

3 県税相当琉球政府税及び沖縄市町村税については、これらの税に関する沖縄法令の規定のうち、前項の規定によりこれらの税に適用される

地方税法の規定に相当する規定以外の規定(罰則を含む。)は、本邦の法令としての効力を有する。

(地方税法に関する経過措置)

第一百五十五条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する法人の道府県民税及び市町村民税(以下この項において「法人の住民税」という。)について地方税法及びこれに基づく命令の規定により地法人の住民税に開する部分を適用する場合に当該規定は、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の住民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の住民税を含む。以下この項において同じ。)について適用する。

この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づく法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税については、当該法人が同日の翌日ににおいて解散したものとみなす。

沖縄県が課する法人の事業税について地方税法及びこれに基づく命令の規定中法人の事業税に開する部分を適用する場合には、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による法人の事業税の清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税を含む。以下この項において同じ。)について適用する。

3 昭和四十七年度分の個人の市町村民税の均等割及び所得割並びにこの法律の施行の日から昭和四十七年十二月三十日までの間に支拂われる地方税法第三百二十八条に規定する退職手当等に係る所得割 沖縄法令の規定による個人の市町村民税の税率を参考して政令で定める率

2 この法律の施行の日から起算して五年を経過するまでの間ににおける軽油の引取り等に對して課する軽油引取税 沖縄県の住民の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して政令で定める率

1 この法律の施行の日から起算して五年を経過するまでの間ににおける軽油の引取り等に對して課する軽油引取税 沖縄県の住民の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して政令で定める率

地方税法の規定に相当する規定以外の規定(罰則を含む。)は、本邦の法令としての効力を有する。

(地方税法に関する経過措置)

第一百五十五条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する法人の道府県民税及び市町村民税(以下この項において「法人の住民税」という。)について地方税法及びこれに基づく命令の規定による清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税を含む。以下この項において同じ。)について適用する。

この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づく法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人の事業税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなし。

3 昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分の固定資産税 沖縄法令の規定による固定資産税の税率を参考して政令で定める率

4 昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分の軽自動車税 沖縄法令の規定による軽自動車税の税率を参考し、これを毎年度逐次引き上げ、昭和四十九年度において地方税法第四百四十四条第一項各号に規定する税率となるよう政令で定める率

5 昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分の軽自動車税 沖縄法令の規定による軽自動車税の税率を参考し、これを毎年度逐次引き上げ、昭和四十九年度において地方税法第四百三十一日までの間ににおいて使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税)にあつては、当該期間におい

て使用した電気又はガスとして政令で定める料金に係るもの) 基礎となる率を百分の一とし、これを毎年度百分の一ずつ引き上げ、

昭和五十三年度において地方税法第四百九十条に規定する税率となるよう政令で定める

率

沖縄県は、条例で定めることにより、昭和

四十七年度分の個人の道府県民税に限り、個人の道府県民税の納稅義務者のうち均等割のみの納稅義務を有する者に対しては、均等割の額を免除するものとする。

沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十七年度分の固定資産税に限り、その免税点の額は、沖縄法令の規定による固定資産税の免税点の額を参照して政令で定める額とする。

沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十八年度から昭和五十年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該各年度に係る賦課期日において固定資産の価格の著しい変動等の事情があるため当該年度分の固定資産税の額が昭和四十一年度分の固定資産税の額を著しく上回る場合には、当該市町村は、政令で定めるところにより、政令で定める額を当該年度分の固定資産税の額から減額するものとする。

沖縄県の区域内の市町村は、条例で定めるところにより、昭和四十七年度分の軽自動車税に限り、原動機付自転車及び農耕作業用自動車以外の小型特殊自動車に対しては、軽自動車税を課さないものとする。

沖縄県の区域内の市町村が市町村たばこ消費税を課する場合における地方税法第四百六十四条及び第四百六十七条第二項の規定の適用について、当分の間、同法第四百六十四条第一項中「製造たばこ」とあるのは、製造たばこ(小売人が他の小売人に充り渡す製造たばことつては、自治省令で定めるところにより公社が小売人に充り渡す製造たばことみなす。以下同じ。)と、「小売人の営業所」とあるのは、「直接消費者

に製造たばこを売り渡す小売人の営業所」と、

同法第三項中「本数」とあるのは「本数として自治省令で定めるところにより算定した数値」と、

同法第四百六十七条第二項中「小売人の営業所」とあるのは「小売人(直接消費者に製造たばこを売り渡す小売人とする。)の営業所」とする。

沖縄県の区域内の市町村は、条例で定めるところにより、沖縄の電気事業法(千九百五十二年立法第三十九号)第七十一条に規定する準電気事業者で電気事業法第二条第二項に規定する一般電気事業者とみなされるものが供給する電気(供給時間に制限のあるものに限る。)に対して、電気ガス税を課さないものとする。

沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十七年度分の地方税については、地方税法第三百四十九条の四、第三百四十九条の五、第三百八十九条、第五章第二節、附則第十七条から第三十一条まで及び附則第三十四条から第三十六条まで並びに政令で定める規定は、適用しない。

前各項に定めるもののほか、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する地方税の課税標準となる前年の所得及び課税総所得金額等の算定、課税期間等の相違に伴う必要な税額の調整、固定資産の評価の方針その他の必要な経過措置に関する事項については、政令で、地方税法の規定の適用につき必要な技術的読替えをし、又は同法の規定にかかわらず特別の定めをすることができる。

### (最高裁判所規則等への委任)

第一百五十七条 この法律中「政令」とあるのは、前

条第三項中「政令」とあるのを除き、日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については、「最高裁判所規則」と、人事院の所掌事務に係る事項については「人事院規則」と、会計検査に関する事項については「会計検査院規則」とする。

### 附 則

#### (施行期日)

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第六十八条第一項及び次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

### 理由

沖縄の復帰に伴い、沖縄県及び沖縄県の市町村の発足に際し必要とされる措置並びに從前の裁判、行政処分等の効力及び琉球政府の権利義務の承継に關する措置を講ずる等、住民の生活の安定

する。

この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止を行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

前二項の規定に基づき制定される政令には、本土法令の制定又は改正の際の経過措置の規定に準ずる規定を設ける場合に当該経過措置の罰則に定める罰よりも重くない範囲内において罰則を設ける等、沖縄の復帰に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、罰則を設けることができる。

(最高裁判所規則等への委任)

第一百五十七条 この法律中「政令」とあるのは、前

条第三項中「政令」とあるのを除き、日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については、「最高裁判所規則」と、人事院の所掌事務に係る事項については「人事院規則」と、会計検査に関する事項については「会計検査院規則」とする。

### 附 則

#### (施行期日)

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第六十八条第一項及び次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

### 理由

沖縄の復帰に伴い、沖縄県及び沖縄県の市町村の発足に際し必要とされる措置並びに從前の裁判、行政処分等の効力及び琉球政府の権利義務の承継に關する措置を講ずる等、住民の生活の安定

に配慮しつつ、従前の沖縄の諸制度から本邦の制度への円滑な移行を図るために、本邦の法令の適用等に関し所要の特別措置を講ずる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

### 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案

#### 第一章 総理府関係(第一条―第十九条)

#### 法律

##### 第一章 法務省関係(第二十一条―第三十条)

##### 第二章 外務省関係(第三十一条―第三十四条)

##### 第三章 文部省関係(第四十五条―第四十八条)

##### 第四章 大蔵省関係(第三十五条―第四十四条)

##### 第五章 農林省関係(第六十条―第六十九条)

##### 第六章 厚生省関係(第四十九条―第五十九条)

##### 第七章 通商産業省関係(第七十条・第七十一条)

##### 第八章 (条)

##### 第九章 運輸省関係(第七十二条―第八十一条)

##### 第十章 郵政省関係(第八十二条―第九十六条)

##### 第十一章 労働省関係(第九十七条―第一百三条)

##### 第十二章 自治省関係(第一百四条―第一百九条)

##### 第十三章 総則(第一百十条)

#### 第二章 総理府関係

##### (沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う国家公務員等退職手当法の一部改正)

##### 第一条 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第七十三号)又は沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号)を「又は船員保険法(昭和十四年法律第三十三号)」に改める。



(沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間ににおける  
極超短波回線による電気通信に必要な電気通信

設備の譲与に関する法律の廃止)

第十五条 沖縄島、宮古島及び石垣島相互の間に  
おける極超短波回線による電気通信に必要な電気通信

設備の譲与に関する法律(昭和四十三年  
法律第七十号)は、廃止する。

(沖縄における免許試験及び免許資格の特例に  
関する暫定措置法の廃止)

第十六条 沖縄における免許試験及び免許資格の  
特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第  
四十七号)は、次条において「旧法」といふのは、廃

止する。

第十七条 旧法の規定に基づき本邦の免許資格  
(旧法第二条第四号に規定する本邦の免許資格  
をいう。)を有する者で、この法律の施行の際當  
該免許資格に係る免許(これに類する処分を含  
む。)又は登録を受けているものは、前条の規定  
による旧法の廃止にかかわらず、当該免許資格  
を失わない。

2 前項に定めるもののほか、旧法の廃止に伴い  
必要な経過措置は、政令で定める。

(沖縄における産業の振興開発等に資するため  
の琉球政府に対する米穀の壳渡しについての特  
別措置に関する法律の廃止)

第十八条 沖縄における産業の振興開発等に資す  
るための琉球政府に対する米穀の壳渡しについ  
ての特別措置に関する法律(昭和四十四年法律  
第八十一号)は、廃止する。

(南方同胞援護会法の廃止に伴う沖縄開発庁設  
置法の一部改正)

第十九条 沖縄開発庁設置法(昭和四十六年法律  
第一号)の一部を次のよろに改正する。  
二年法律第六号中「南方同胞援護会法(昭和三十  
一年法律第六十号)及び」を削る。

(検察庁法の一部改正)

第二十条 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一  
号)

号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

アメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に  
沖縄に適用されていた法令(以下「沖縄法令」  
といふ。)の規定による検察官、裁判官又は弁  
護士の職にあつたときは、その在職の年数の  
うち沖縄法令の規定による弁護士となる資格  
を得た後の在職の年数で通算して二年を経過  
した後のもの(沖縄法令の規定による弁護士  
となる資格を得た後の在職の年数が通算して  
二年を経過する前に、司法修習生の修習と同  
一の修習課程を終えた者にあつてはその修習  
課程を終えた後の在職の年数)弁護士となる  
資格を得た者にあつてはその資格を得た後の  
在職の年数)は、第十九条第一項第一号の規  
定の適用については、二級の検事の在職の年  
数とみなす。

員の職にあつた者とみなす。  
(下級裁判所の設立及び管轄区域に  
關する法律(昭和二十一年法律第六十三号)の一部  
の一部改正)

別表第二表宮崎地方裁判所の項の次に次のように  
加える。

那覇市

那覇家庭裁判所

コザ簡易裁判所

名護簡易裁判所

平良簡易裁判所

石垣簡易裁判所

那覇市

那覇市

コザ市

名護市

平良市

石垣市

別表第五表福岡高等裁判所の項中

高千穂

宮崎県の内

西臼杵郡

高千穂

宮崎県の内

西臼杵郡

那覇

宮崎県の内

島尻郡の内

豊見城村

南風原村

東風平村

大里村

与那原町

佐敷村

知念村

玉城村

具志頭村

糸満町

国村

渡名喜村

仲里村

具志川村

渡嘉敷村

座

那覇

宮崎県の内

中頭郡の内

西原村

沖縄県の内

名護市

國頭郡

伊是名村

伊平屋村

に改める。

第二十一条 下級裁判所の設立及び管轄区域に  
關する法律(昭和二十一年法律第六十三号)の一部  
を次のように改正する。

別表第三表宮崎家庭裁判所の項の次に次のように  
加える。

那覇市

那覇家庭裁判所

コザ簡易裁判所

名護簡易裁判所

平良簡易裁判所

石垣簡易裁判所

那覇市

那覇市

コザ市

名護市

平良市

石垣市

石垣	平良市 宮古郡	沖縄県の内	沖縄県の内	沖縄県の内
石垣市	石垣市 八重山郡	石垣市 八重山郡	石垣市 八重山郡	石垣市 八重山郡
那覇地方法務局	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市
沖縄刑務所				
別表五宮崎少年鑑別所の項の次に次のように加える。				
那覇少年鑑別所	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市
沖縄少年院	コザ市	コザ市	コザ市	コザ市
沖縄女子学園	コザ市	コザ市	コザ市	コザ市
別表五宮崎少年鑑別所の項の次に次のように加える。				
那覇保護観察所	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市
那覇地方裁判所の管轄区域	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市
那覇入国管理事務所	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市
那覇入国管理事務所那覇空港出張所	那覇市	那覇市	那覇市	那覇市
那覇入国管理事務所名護出張所	名護市	名護市	名護市	名護市
那覇入国管理事務所平良港出張所	平良市	平良市	平良市	平良市
那覇入国管理事務所石垣港出張所	石垣市	石垣市	石垣市	石垣市

(法務省設置法の一部改正)

第二十二条 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のようにより改正する。

別表三福岡法務局の項中「宮崎県」を「宮崎県 沖縄県」に改め、同表宮崎地方法務局の項の次に次のように加える。

別表四宮崎法務所の項の次に次のように加える。

別表五宮崎少年鑑別所の項の次に次のように加える。

別表五吉農芸学院の項の次に次のように加える。

沖縄刑務所

別表五宮崎少年鑑別所の項の次に次のように加える。

那覇少年鑑別所

別表七福岡矯正管区の項中「宮崎県」を「宮崎県 沖縄県」に改める。

別表九宮崎保護観察所の項の次に次のように加える。

那覇保護観察所

別表十一鹿児島入国管理事務所の項の次に次のように加える。

那覇入国管理事務所

別表十二鹿児島入国管理事務所細島港出張所の項の次に次のように加える。

那覇入国管理事務所那覇空港出張所

那覇入国管理事務所名護出張所

那覇入国管理事務所平良港出張所

那覇入国管理事務所石垣港出張所

(判事補の職權の特例等に関する法律の一部改正)

第二十三条 判事補の職權の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十六号)の一部を次のようにより改正する。

本則中第三条の一を第三条の三とし、第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本國とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法令(以下この条において「沖縄法令」という。)の規定による裁判官、検察官又は弁護士の職にあつたときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの(沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数)は、裁判所法第四十一条の規定の適用については、簡易裁判所判事の在職の年数とみなし、同法第四十二条及び第四十四条の規定の適用については、判事補の在職の年数とみなす。

2 裁判所法第四十一条第三項の規定は、前項の規定により簡易裁判所判事の職にあつたものとみなす年数については、適用しない。

3 沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

4 沖縄法令の規定による琉球上訴検察官事務

局長、琉球高等検察官事務局長又は琉球政府

法務局の部長、室長若しくは証務官の職にあつた年数は、第一項の規定の適用について

は、沖縄法令の規定による検察官の職にあつた年数とみなす。

第五条第二項中「及び第三条の二」を「から第

三条の三まで」に改める。

(沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正)

第二十四条 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のようにより改正する。

第一条中「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」を削る。

(国際海上物品運送法の一部改正)

第二十五条 国際海上物品運送法(昭和三十二年法律第百七十二号)の一部を次のようにより改正する。

第二十六条 この法律の施行前に締結された船舶による物品運送契約で、船積港又は陸揚港が国際海上物品運送法の適用について本邦外にあるものとみなす地域を定める政令(昭和三十二年政令第三百五十号)で定められていた地域にあるものについては、前条の規定による改正後の国際海上物品運送法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)

第二十七条 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の改正規定を次のように改める。

題名中「戸籍、恩給等」を「恩給」に改める。

第二条の見出し及び条名を削り、第一項に項

番号を附する。

(出入國管理令の一部改正)

第二十九条 出入國管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一号を次のように改める。

一 削除

(外国人登録法の一部改正)

第二十九条 外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十条 公安調査厅設置法(昭和二十七年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一宮崎地方公安調査事務所の項の次に

次のようすに加える。  
〔沖繩地方公安調査事務所〕  
〔那霸市〕  
〔沖繩県〕

別表第二九州公安調査事務所の項中  
〔沖繩地方公安調査事務所〕  
〔宮崎地方公安調査事務所〕

〔宮崎地方公安調査事務所〕  
〔那霸市〕  
〔沖繩県〕

を

〔沖繩地方公安調査事務所〕

〔那霸市〕

〔沖繩県〕

この場合において、旅券法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百五号)による改正前の旧旅券法の特例に關する法律の規定に基づいて、  
發行され、書換發行され、又は再發行された數次往復用の旅券でこの法律の施行の際現に有効なものについては、旅券法の一部を改正する法律附則第二項ただし書の規定を準用する。

2 旧旅券法の特例に關する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

(繩沖復帰のための準備委員会への日本国政府代表に關する臨時措置法の廃止)

第三十四条 沖繩復帰のための準備委員会への日本国政府代表に關する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)は、廢止する。

第四章 大蔵省關係

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十五条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号中「及び國稅局」を「國稅局及び沖繩國稅事務所」に改める。

第五条第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第六条第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第七条第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第八条第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第九条第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第十条第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第十一條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第十二條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第十三條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第十四條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第十五條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第十六條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第十七條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第十八條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第十九條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第二十條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第二十一條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第二十二條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第二十三條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第二十四條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第二十五條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第二十六條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第二十七條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第二十八條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第二十九條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第三十條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第三十一條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第三十二條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第三十三條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第三十四條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第三十五條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第三十六條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第三十七條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第三十八條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第三十九條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第四十條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第四十一條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第四十二條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第四十三條第一項中「國稅局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

区税闕を、「税闕長」の下に「又は沖繩地区税闕長」を加える。

第三十六条第一項中「税闕」の下に「又は沖繩地区税闕」を加える。

第四十二条第一項中「国税局」の下に「及び沖繩國稅事務所」を加え、同項を同条第三項とし、

同条第一項の次に次の「一項を加える。

2 前項に定めるものほか、当分の間、国税廳に、地方支分部局として、沖繩國稅事務所を置く。

第四十三条に次の「一項を加える。

2 沖繩國稅事務所は、那霸市に置き、その管轄区域は、沖繩原とする。

第四十四条に次の「一項を加える。

2 国税廳に、沖繩國稅事務所の内部組織は、大蔵省令で定める。

第四十五条に次の「一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、沖繩地区税闕を置く。

第四十六条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第四十七条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第四十八条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第四十九条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第五十条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第五十一条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第五十二条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第五十三条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第五十四条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第五十五条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第五十六条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第五十七条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第五十八条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第五十九条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第六十条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第六十一条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第六十二条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第六十三条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第六十四条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第六十五条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第六十六条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第六十七条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第六十八条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第六十九条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第七十条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第七十一条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第七十二条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第七十三条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第七十四条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第七十五条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第七十六条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第七十七条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第七十八条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第七十九条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第八十条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第八十一条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第八十二条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第八十三条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第八十四条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第八十五条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第八十六条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第八十七条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第八十八条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

第八十九条第一項中「国税局」の下に「又は沖繩國稅事務所」を加える。

会計法の一部改正

第三十七条 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

(沖縄居住者等に対する失業保険に關する特別措置法の廃止に伴う失業保険特別会計法の一部改正)

第三十八条 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条を削る。

第十九条を削る。

第二十条を削る。

第二十一条を削る。

第二十二条を削る。

第二十三条を削る。

第二十四条を削る。

第二十五条を削る。

第二十六条を削る。

第二十七条を削る。

第二十八条を削る。

第二十九条を削る。

第三十条を削る。

第三十一条を削る。

第三十二条を削る。

第三十三条を削る。

第三十四条を削る。

第三十五条を削る。

第三十六条を削る。

第三十七条を削る。

第三十八条を削る。

第三十九条を削る。

第四十条を削る。

第四十一条を削る。

第四十二条を削る。

第四十三条を削る。

第四十四条を削る。

第四十五条を削る。

第四十六条を削る。

第四十七条を削る。

第四十八条を削る。

第四十九条を削る。

第五十条を削る。

第五十一条を削る。

第五十二条を削る。

第五十三条を削る。

第五十四条を削る。

第五十五条を削る。

第五十六条を削る。

第五十七条を削る。

第五十八条を削る。

第五十九条を削る。

第六十条を削る。

第六十一条を削る。

第六十二条を削る。

第六十三条を削る。

第六十四条を削る。

関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等(第五十一条第一

条の三)」を「第九章の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等(第五十一条第一

条の三)」、「第九章の三 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等(第五十一条第一

条の三)」を「第九章の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等(第五十一条第一

条の四)」、「第九章の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等(第五十一条第一

条の四)」に改める。

第九章の二の次に次の二章を加える。

第九章の三 琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置等

(定義)

第五十一条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別措置法 沖縄の復帰に伴う特別措置法に關する法律(昭和四十六年法律第六号)をいう。

二 沖縄の共済法 公務員等共済組合法(千九百六十九年立法第六十四号。以下「公務員等共済法」という。)、公務員等共済組合法の共済法(千九百六十九年立法第五十五号。以下「公務員等共済組合法」という。)をいう。

三 沖縄の組合員 沖縄の共済法の規定に基づく公務員等共済組合又は公立学校職員共済組合の組合員(公務員退職年金法(千九百六十五年立法第百号。以下「年金法」という。)の規定の適用を受ける者を含む。)をいう。

四 復帰更新組合員 特別措置法の施行の日(以下「特別措置法の施行日」という。)の前

日に沖縄の組合員であつた者(政令で定められた者を除く。)で、特別措置法の施行日に長

期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。

五 退職料、増加退職料又は退職料等 それは第十四条に規定する退職料、増加退職料又は退職料等をいう。

六 琉球政府等の職員 公務員等共済法第二条第一項第一号に規定する職員及び公立学校職員共済法第二条第一項第二号に規定する職員並びに年金法附則第三条第一項又は第四条第一項に規定する政府等の職員及びこれらの規定に規定する機関に在職している職員(これらの職員のうち政令で定める者を除く。)をいう。

七 沖縄更新組合員 年金法の施行の日前に琉球政府等の職員であつた者で、同法の施行の日以後引き続き琉球政府等の職員であるものをいう。

(特別措置法の施行日前に給付事由が生じた給付等の取扱い)

第五十一条の五 沖縄の組合員であつた者うち国家公務員に相当する者として大蔵大臣が定めるものに係る特別措置法の施行日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による長期給付については、別段の定めがあるもの

であるものを除く。)を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加恩給、増加退職料、傷病年金又は傷病賠償金を受ける権利

二 特別措置法の施行日の前日において現に支給を受けている普通恩給又は退職料を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対し、これを

消滅させることを希望する旨を申し出なかつたものに限る。)

三 前項第二号の規定による申出をしなかつた

ものとして政令で定める者(前項の規定により通算退職年金の支給を受ける者を除く。)については、政令で定める者を除く。)その他これに準ずるものは、当該申出に係る普通恩給又は退職料を受ける権利の基礎となつた期間は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

合又は連合会が新法の規定による通算退職年金を支給する。

(恩給等の受給権の取扱い)

第五十一条の六 復帰更新組合員で特別措置法の施行日の前日に恩給公務員であつたものは、恩給に關する法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

五 復帰更新組合員に係る恩給(その者が恩給を受けなかつたものとみなし。)又は退職年金(その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。)を受ける権利は、特別措置法の施行日前に当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対する権利である。

六 復帰更新組合員に係る年金(その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。)を受ける権利は、特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対する権利である。

(取扱い)

第五十一条の七 復帰更新組合員に係る旧法等又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金(その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けなかつたものを除く。)を受ける権利は、特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対する権利である。

七 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による廃疾年金又は旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による通算退職年金は、その者が復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対する権利である。

八 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

九 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

十 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

十一 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

十二 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

十三 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

十四 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

十五 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

十六 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

十七 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

十八 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

十九 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

二十 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

二十一 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

二十二 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

二十三 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

二十四 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

二十五 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

二十六 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

二十七 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

二十八 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

二十九 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

三十 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

三十一 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

三十二 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

三十三 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

三十四 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

三十五 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

三十六 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

三十七 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

三十八 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

三十九 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

四十 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

四十一 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

四十二 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

四十三 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

四十四 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

四十五 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。

四十六 復帰更新組合員に係る旧法等、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有する者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。



(九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所)

第三十六条 九州地区麻薬取締官事務所の所掌事務のうち沖縄県の区域に係る事務を分掌させるため、当分の間、那覇市に九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所を置く。その内部組織は、厚生省令で定める。

(医師法の一部改正)

第五十条 医師法(昭和二十二年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第三項中「沖縄地域(硫黄島島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)の地域をいう。)にある病院又は」を削る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第五十一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「その他政令で定める者」を削る。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第五十二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「都道府県知事その他政令で定める者」を「又は都道府県知事」に改める。

(未帰還者等の妻に対する特別給付金支給法の一  
部改正)

第五十六条 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「その他政令で定める者」を削る。

第五十五条 未帰還者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十四年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「その他政令で定める者」を削る。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一  
部改正)

第五十六条 戰没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「その他政令で定める者」を削る。

第五十七条 戰没者等の妻に対する特別甲等金支給法(昭和四十年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四十項を削り、附則第四十一項を附則第四十項とし、附則第四十二項から第四十七項までを一項ずつ繰り上げ、附則第四十八項中「第四十六項」を「第四十五項」に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十九項を附則第四十八項とし、附則第五十項を附則第四十九項とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第五十三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十八年法律第二百八十一号)を改正する。

(医師法の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。

附則二十四項から第二十六項までを削る。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第五十四条 引揚者給付金等支給法(昭和三十二年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十五条 未帰還者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十四年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十六条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十七条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十八条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十九条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十条 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条中「その他政令で定める者」を削る。

第十二条中「その他の法令によるもの」とある場合を除き、それぞれ那覇植物防疫事務所又は那覇植物防疫事務所長を含むものとする。

第六十一条 植物防疫法(昭和二十五年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「防止し、優良な種苗を保全する」を「防止する」に改める。

第十三条の見出しを「(種苗の検査)」に改める。

第六十二条中「輸入禁止品」を「輸入禁止品」に改める。

第十二条中「国内植物検査に」を「第十  
三条第一項又は第二項の検査について」に改め  
る。

第六十三条中「左の通り」を「次のとお  
り」に改め、同項の表福岡肥飼料検査所の項中「鹿児島県」の下に「沖縄県」を加える。

第十四条中「その他政令で定める者」を削る。

第十五条中「前項に定めるものほか、第一項」を「前項に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条中「国内植物検査に」を「第十  
三条第一項又は第二項の検査について」に改め  
る。

第六十四条中「植物等の移動の制限」  
を「植物等の移動の制限」に改める。

第六十五条中「省令で定める地域内にある植物  
で、有害動物又は有害植物の蔓延を防止す  
るため他の地域への移動を制限する必要があ  
るものとして省令で定めるもの及びその容器  
包装は、省令で定める場合を除き、省令で定  
めるところにより、植物防疫官が、その行な

支給法(昭和四十一年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

附則二十四項から第二十六項までを削る。

第十二条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五十六条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十七条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十八条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十九条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十条 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条中「その他政令で定める者」を削る。

第六十一条 植物防疫法(昭和二十五年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「防止し、優良な種苗を保全する」を「防止する」に改める。

第十三条の見出しを「(種苗の検査)」に改める。

第六十二条中「輸入禁止品」を「輸入禁止品」に改める。

第十二条中「国内植物検査に」を「第十  
三条第一項又は第二項の検査について」に改め  
る。

第六十三条中「左の通り」を「次のとお  
り」に改め、同項の表福岡肥飼料検査所の項中「鹿児島県」の下に「沖縄県」を加える。

第十四条中「その他政令で定める者」を削る。

第十五条中「前項に定めるものほか、第一項」を「前項に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条中「国内植物検査に」を「第十  
三条第一項又は第二項の検査について」に改め  
る。

第六十四条中「植物等の移動の制限」  
を「植物等の移動の制限」に改める。

第六十五条中「省令で定める地域内にある植物  
で、有害動物又は有害植物の蔓延を防止す  
るため他の地域への移動を制限する必要があ  
るものとして省令で定めるもの及びその容器  
包装は、省令で定める場合を除き、省令で定  
めるところにより、植物防疫官が、その行な

る。

2 那覇植物防疫事務所は、那覇市に置き、そ  
の管轄区域は、沖縄県とする。

3 前条第三項及び第四項の規定は、那覇植物  
防疫事務所について準用する。この場合にお  
いて、同条第三項中「支所又は出張所」とあ  
り、同条第四項中「支所及び出張所」とあるの  
は、「出張所」と読み替えるものとする。

第六十八条第一項中「左の通り」を「次のとお  
り」に改め、同項の表熊本管林局の項中「鹿児島  
県」を「鹿児島県 沖縄県」に改める。

附則に次の一項を加える。

7 当分の間、他の法令において「植物防疫所」  
又は「植物防疫所長」とあるのは、別段の定め  
がある場合を除き、それぞれ那覇植物防疫事  
務所又は那覇植物防疫事務所長を含むものと  
する。

第六十九条 戰没者の父母等に対する特別給付金支  
給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次  
のように改正する。

第十二条第二項から第四項までを削り、同条第五  
項中「前三項に定めるものほか、第一項」を「前  
項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条中「その他政令で定める者」を削る。

第六十条 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百  
五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二条中「その他政令で定める者」を削る。

第六十一条 植物防疫法(昭和二十五年法律第二百  
五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「防止し、優良な種苗を保全する」を「防  
止する」に改める。

目次中「第十六条」を「第十六条の五」に改  
める。

第十三条の見出しを「(種苗の検査)」に改  
める。

第六十二条中「輸入禁止品」を「輸入禁止品」に改  
める。

第十二条中「国内植物検査に」を「第十  
三条第一項又は第二項の検査について」に改  
め  
る。

第六十三条中「左の通り」を「次のとお  
り」に改め、同項の表福岡肥飼料検査所の項中「鹿  
児島県」の下に「沖縄県」を加える。

第十四条中「その他政令で定める者」を削る。

第十五条中「前項に定めるものほか、第一項」を「前  
項に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条中「国内植物検査に」を「第十  
三条第一項又は第二項の検査について」に改  
め  
る。

第六十四条中「植物等の移動の制限」  
を「植物等の移動の制限」に改める。

第六十五条中「省令で定める地域内にある植物  
で、有害動物又は有害植物の蔓延を防止す  
るため他の地域への移動を制限する必要があ  
るものとして省令で定めるもの及びその容器  
包装は、省令で定める場合を除き、省令で定  
めるところにより、植物防疫官が、その行な

う検査の結果有害動物又は有害植物が附着していないと認め、又は省令で定める基準に従つて消毒したと認める旨を示す表示を附したものでなければ、他の地域へ移動してはならない。

2 前項の省令を定める場合には、第七条第四項の規定を準用する。  
(植物等の移動の禁止)

第十六条の三 省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、有害動物又は有害植物の蔓延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるものとして省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、他の地域へ移動してはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の省令を定める場合には第七条第四項の規定を、前項ただし書の場合には同条第二項及び第三項の規定を準用する。  
(船車等への積込み等の禁止)

第十六条の四 植物防疫官は、第十六条の二第一項又は前条第一項の規定に違反して植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装が移動されることを防止するため必要があると認めるときは、これらの物品を所有し、又は管理する者に対し、船車若しくは航空機にこれらの物品の積込み若しくは持込みをしないよう、又は船車若しくは航空機に積込み若しくは持込みをしたこれらの物品を取り卸すよう命ずることができる。  
(廃棄処分)

第十六条の五 植物防疫官は、第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定に違反して移動された植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装を所持する者に対し、その廢棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。  
第三十六条第一項中「又は第十四条」を「、第一項」

十四条、第十六条の四又は第十六条の五」に改める。

第三十九条中「左の」を次の「に改め、同条第一項中「又は第十三条第四項」を「、第十三条第四項、第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項」に改め、同条第二号中「第七条第三項」の下に「(第十六条の三第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十条中「左の」を次の「に改め、同条第二号中「第八条第七項」の下に「又は第十六条の四」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。  
第五 第十六条の五の規定による命令に違反し、又は同条の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十二条 前条の規定による改正後の植物防疫法第十六条の二第二項及び第十六条の三第二項において準用する同法第七条第四項の規定によると公職会は、この法律の施行前でも、前条の規定による改正後の植物防疫法第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の省令を定めるために開くことができる。  
(農地法の一部改正)

第六十三条 農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

別表鹿児島県の項の次に次のように加える。

一・〇ヘクタール

—沖縄県—

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第六十四条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表家畜の種類の欄中「牛」の下に「水牛」を加える。

(沖縄産糖の糖価安定事業による買入れ等に

関する特別措置法の一部改正)

第六十五条 沖縄産糖の糖価安定事業による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の二 昭和四十七年九月三十日までの間

第二項中「本邦に輸入した者」を「沖縄から輸入した者」に、「沖縄産糖で本邦に輸入されたもの」を「沖縄産糖」に改める。

第七項中をいい、「本邦」とは、外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第六条第一項第一号に規定する本邦」を削る。

(沖縄産糖の糖価安定事業による買入れ等に関する特別措置法の廃止)

第六十六条 沖縄産糖の糖価安定事業による買入れ等に関する特別措置法は、廃止する。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)

第六十七条 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「政令で定める沖縄産のものを除く。」を削る。

附則第二条の二を次のように改める。

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格の算定の特例)

第二条の二 第十条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格で、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律(昭和四十六年法律第二百六十六号)の施行の日の属する砂糖年度の翌砂糖年度に適用されるものの算定について

は、同条第二項中「当該年度の前年度における国内産糖」とあるのは「当該年度の前年度における国内産糖(沖縄産糖(沖縄産糖の糖価安定事業による買入れ等に適用する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二号)第七項に規定する沖縄産糖を除く。以下この項において同じ。)を含む。以下この項において同じ。)」と、

「輸入に係る砂糖」とあるのは「輸入に係る砂糖(沖縄産糖を除き、本邦以外の地域から沖縄に輸入された砂糖を含む。)」とする。

附則第三条の次に次の一条を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省

に、地方支分部局として、那覇鉱山保安監督事務所を置く。

第三十三条第三項中「又は鉱山保安監督部」を

「鉱山保安監督部又は那覇鉱山保安監督事務所」を

「鉱山保安監督部等」に改め、同条第三項中

「及び鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督部及び那覇鉱山保安監督事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

等に関する特別措置法第七項に規定する沖縄産糖については、第十九条第一項の規定は、適用しない。  
第六十八条 砂糖の価格安定等に関する法律第十七条第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格で、この法律の施行の日の属する砂糖年度以前の砂糖年度に適用されるものの算定については、なお從前の例による。  
(漁業法の一部改正)

第六十九条 漁業法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「二十七メートル」の下に「(沖縄県にあつては、十五メートル)」を加える。

第六十条 漁業法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「二十七メートル」の下に「(沖縄県にあつては、十五メートル)」を加える。

第六十一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「及び鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督部等」に改める。

第六十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「及び鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督部等」に改める。

第六十三条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「及び鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督部等」に改める。

第六十四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「及び鉱山保安監督部」を「鉱山保安監督部等」に改める。

第六十五条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

所に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 那霸鉱山保安監督事務所は、那霸市に置き、その管轄区域は、沖縄県の区域とする。

第三十四条第一項及び第二項中「及び鉱山保安監督事務所」を、「鉱山保安監督部及び那霸鉱山保安監督事務所」に改める。附則に次の二項を加える。

6 当分の間、他の法令において「鉱山保安監督部」又は「鉱山保安監督部長」とあるのは、それぞれ那霸鉱山保安監督事務所又は那霸鉱山保安監督事務所長を含むものとする。

所に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 那霸鉱山保安監督事務所は、那霸市に置き、その管轄区域は、沖縄県の区域とする。

第三十四条第一項及び第二項中「及び鉱山保安監督事務所」を、「鉱山保安監督部及び那霸鉱山保安監督事務所」に改める。

附則に次の二項を加える。

6 当分の間、他の法令において「鉱山保安監督部」又は「鉱山保安監督部長」とあるのは、

それぞれ那霸鉱山保安監督事務所又は那霸鉱山保安監督事務所長を含むものとする。

所に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 那霸鉱山保安監督事務所は、那霸市に置き、その管轄区域は、沖縄県の区域とする。

第三十四条第一項及び第二項中「及び鉱山保安監督事務所」を、「鉱山保安監督部及び那霸鉱山保安監督事務所」に改める。

附則に次の二項を加える。

第二類第一号

沖縄及び北方問題に関する特別委員会議録第二号 昭和四十六年十一月十日

(商工会議所法の一部改正)

第七十一条 商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)の一部を次のようにより改正する。

第六十九条第一項中「五十人以内」を「五十一人以内」に改める。

第七十五条第一項中「百人以内」を「百一人以内」に改める。

第九章 運輸省関係

(運輸省設置法の一部改正)

第七十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のようにより改正する。

第七十条第一項中「村上海員学校 村上市」を「沖縄海員学校 石川市」に改める。

(海上運送法の一部改正)

第七十四条 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のようにより改正する。

第七十九条の四第一項中「(本州、北海道、四國、九州及び省令の定めるその附属の島をいふ。以下同じ。)」を削る。

(船舶職員法の一部改正)

第七十五条 船舶職員法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のようにより改正する。

第二条第一項中「(本州、北海道、四国、九州及び運輸省令で定めるその附属の島をいふ。以下同じ。)」を削る。

(労働組合法の一部改正)

第七十六条 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のようにより改正する。

第十九条第二十二項ただし書中「海運局ごとに」を「各海運局の管轄区域を管轄区域として及び当分の間沖縄県の区域を管轄区域として、  
「海運局の」を「船員地方労働委員会の」に改める。

第七十三条 この法律の施行の際琉球政府の海員学校に在学する者は、その入学の時から沖縄海員学校の相当課程に在学していたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、沖縄海員学校の設置に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

県の区域を管轄区域とする船員地方労働委員会(次項及び第三項において「沖縄船員地方労働委員会」という。)の委員となるものとし、その任期の満了の日は、同条第二十二項において準用する同条第七項の規定に基づく任命が行なわれた日から起算して同条第二十二項において準用する同条第十一項に規定する期間を経過する日とする。

沖縄船員地方労働委員会についての前条の規定による改正後の労働組合法第十九条第二十二項の規定の適用に関しては、前項に規定する委員の任期の満了の日までは、同条第二十二項中「各五人」とあるのは、各五人(沖縄県の区域を管轄区域とする船員地方労働委員会にあっては各三人)と、「第二十五条」とあるのは「前項中「公益委員の数が五人」とあるのは「公益委員の数が五人又は三人」と、第二十五条」とする。

前二項に定めるものほか、沖縄船員地方労働委員会の設置に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(運輸省設置法の一部改正)

第七十八条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二百二十八号)の一部を次のようにより改正する。

第十二条第一項中「十海上保安管区」を「十一海上保安管区」に改める。

(海上保安庁法の一部改正)

第七十二条の二第一項中「管区海上保安本部」の下に「(第十一管区海上保安本部を除く。)」を加える。

(海上保安庁法の一部改正)

第七十七条 この法律の施行の際沖縄の労働組合法(一千九百五十三年立法第四十二号)第十九条第三项に次の二項を加える。

二項の船員労働委員会の委員である者は、沖縄

は、その事務の一部を取り扱わせるため、当分の間、沖縄県の区域内に、支部を設けることができる。

前項の支部の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、運輸省令で定める。

判官審判官の中から、高等海難審判官が、これを補する。

第十三条の二第一項中「長」の下に「(第九条の二第四項の支部長を含む。以下同じ。)」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

第五十二条第一項中「管区気象台長」の下に「(第九条の二第四項の支部長を含む。以下同じ。)」を加える。

第十八条 気象業務法(昭和二十七年法律第一百六十五号)の一部を次のようにより改正する。

第四十三条の二第一項中「管区気象台長」の下に「(沖縄気象台長)」を加え、同条第二項中

「管区気象台長」の下に「又は沖縄気象台長」を加える。

(南大東島及び石垣島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の廃止)

第八十二条 気象業務法(昭和二十三年法律第三十五号)は、廃止する。

(南大東島及び石垣島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律の廃止)

第八十三条 南大東島及び石垣島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律(昭和三十五年法律第四十七号)は、廃止する。

(第十章 郵政省関係)

第八十二条 郵政省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のようにより改正する。

第十二条第四項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「地方郵政局」の下に「及び沖縄郵政管理事務所」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「分掌する」を「分掌し、沖縄郵政管理事務所」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六条第一項第十号の二から第十号の六まで及び第十二号の一から第十二号の四まで並びに第八条から第十条の二までに掲げる事務の一部を分掌する」に改め、同項を同条第

三項とし、同条第一項の次に次の二項を加え  
る。

2 前項に規定するもののが、当分の間、郵政省に、地方支分部局として、沖縄郵政管理事務所を置く。

第十三条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「地方電波監理局」の下に「及び沖縄郵政管理事務所」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「及び地方電波監理局」を、「地方電波監理局及び沖縄郵政管理事務所」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第十条の二」第十号を「第十条の二第一項第十号」に、「前項」を「第三項及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 沖縄郵政管理事務所は、那覇市に置く。

5 沖縄郵政管理事務所の管轄区域は、沖縄県とす。

第十九条第一項の表電波監理審議会の項中「地方電波監理局長」の下に「若しくは沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（公衆電気通信法の一部改正）

第八十三条 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のよう改正する。

第五条の次に次の二項を加える。

（公社及び会社が行なうことができる公衆電気通信業務の範囲）

第五条の二 公衆電気通信業務のうち公社が行なうことができるものは、国際電気通信業務以外のものとする。

2 公衆電気通信業務のうち公社が行なうことができるものは、国際電気通信業務とする。

第十一条 会社は、前条の規定により公社に国際電気通信業務を委託しようとするときは、その契約の内容たる重要な事項で郵政省令で定めるものについて、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとする

きも、同様とする。

第十一條の前の見出しを「国際電気通信業務に関する契約」に改める。

又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したとき」を「又は減免したとき」に改める。

第六十九条第一項中「公社又は」を削る。

第一百八条中「公社又は」を削る。

第七十四条第一項中「若しくは減免したとき、又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したとき」を「又は減免したとき」に改める。

第六十九条第一項中「公社又は」を削る。

第七十四条第一項中「若しくは減免したとき、又は第六十九条に規定する換算の割合を定め、若しくは変更したとき」を「又は減免したとき」に改める。

過措置は、政令で定める。

（沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律の廃止）

第八十九条 沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律（昭和四十四年法律第五十三号）は、廃止する。

（郵政省設置法の一部改正に伴う簡易生命保険法の一部改正）

第九十条 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のよう改正する。

第三条第二項中「地方郵政局長」の下に「沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便年金法の一部改正）

第九十二条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「五百三十五キロサイン」を「五百二十五キロサイクル」に改め（放送法の一部改正）

第九十三条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十四条 この法律の施行の日から起算して五年間は、前条の規定による改正後の放送法第十条第一項中「十二人」とあるのは「十三人」と、同法第十六条第二項中「八人」とあるのは「九人」と、同法第二十七条第二項中「九人以上」とあるのは「十人以上」と、同法別表中二百三十三号の一部を次のよう改正する。

第二十条第二項中「地方郵政監察局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う郵便貯金法の一部改正）

第九十五条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第二百四十四号）の一部を次のよう改正する。

第十九条中「地方財金局」の下に「又は沖縄郵政管理事務所」を加える。

（郵便為替法の一部改正）

第九十六条 郵便為替法（昭和二十三年法律第五百一十九号）の一部を次のよう改正する。

第二十四条の二を削る。

（郵便為替法の一部改正）

第八十八条 この法律の施行前に沖縄にある郵便局に差し出された郵便為替でこの法律の施行の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律の廃止）

（沖縄におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付けに関する法律の廃止）

第九十六条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）の一部を次のよう改正する。

附則第二十六条の四の次に次の五条を加え

十九号の一部を次のよう改正する。

第三条第二項中「地方郵政局長」の下に「沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う電波法の一部改正）

第九十二条 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「地方電波監理局長」の下に「又は沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（放送法の一部改正）

第九十三条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十四条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十五条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十六条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十七条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十八条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十九条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第一百零一条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第一百零二条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

十九号の一部を次のよう改正する。

第三条第二項中「地方郵政局長」の下に「沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う電波法の一部改正）

第九十二条 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「地方電波監理局長」の下に「又は沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（放送法の一部改正）

第九十三条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十四条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十五条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十六条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十七条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十八条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十九条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第一百零一条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第一百零二条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

十九号の一部を次のよう改正する。

第三条第二項中「地方郵政局長」の下に「沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（郵政省設置法の一部改正に伴う電波法の一部改正）

第九十二条 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「地方電波監理局長」の下に「又は沖縄郵政管理事務所長」を加える。

（放送法の一部改正）

第九十三条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十四条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十五条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十六条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十七条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十八条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第九十九条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第一百零一条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）

第一百零二条 放送法（昭和二十五年法律第二百三十号）の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第一号イ中「鹿児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改め（放送法の一部改正）



4 復帰更新組合員で第一号に掲げる給付を受けた附則第五条第一項第一号の期間若しくは年金法の施行の日以後の組合員期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は第二号に掲げる給付を受けた同条第一項第一号から第三号までの期間若しくは同日以後の組合員期間を有するものに退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、次項において「普通恩給等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。ただし、普通恩給若しくはこれに相当する沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利で附則第二十六条の六第一項第二号から第四号までに掲げるも又は旧法等の規定による退職年金若しくは廃疾年金を受ける権利で前条第一項ただし書きはこれに相当する沖縄の退職年金を支給する場合、減額退職年金又は廃疾年金を支給する場合は、この限りでない。

一 普通恩給又はこれに相当する沖縄の退職年金条例の規定による給付

二 旧法等の規定による退職年金又は廃疾年金

5 前項本文に規定する復帰更新組合員又は当該復帰更新組合員であつた者が死亡したことにより遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額（同項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

（沖縄の復帰に伴う経過措置等の政令への委任）

第二十六条の九 附則第二十六条の五から前条

けた附則第五条第一項第一号の期間若しくは年金法の施行の日以後の組合員期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は第二号に掲げる給付を受けた同条第一項第一号から第三号までの期間若しくは同日以後の組合員期間を有するものに退職年金、減額

退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、次項において「普通恩給等受給額」とい

う。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相

当する額を控除する。ただし、普通恩給若しくはこれに相当する沖縄の退職年金を支給する場合、減額退職年金又は廃疾年金を支給する場合は、この限りでない。

一 普通恩給又はこれに相当する沖縄の退職年金

二 旧法等の規定による退職年金又は廃疾年金

三 沖縄の復帰に伴う経過措置等の政令への委任

までに定めるものほか、復帰更新組合員その他の政令で定める沖縄の組合員であつた者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に関する経過措置その他長期給付に関する必要な経過措置等は、政令で定める。

## 第十一章 労働省関係

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働省設置法の一部改正）

第九十七条 労働省設置法（昭和二十四年法律第一百六十二号）の一部を次のようにより改正する。

第十一条第一項第五号の二を削る。

第十八条第一項中、「沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）」を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査会法の一部改正）

第九十八条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第一百二十六号）の一部を次のように改正する。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第九十九条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和四十一年法律第一百二十六号）の一部を次のように改正する。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う社会保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第三十七条 第五条第三項において準用する場合のようにより改正する。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う社会保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第三十九条 地方行政連絡会議法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う社会保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第三十九条 地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う社会保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第三十九条 地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第三十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十号の二を第二十号とし、第二十号の三とし、第二十号の四とし、第二十号の五を第二十号の三とし、第二十号の六を第二十号の二とし、第二十号の七を第二十号の三とし、第二十号の八を第二十号の二とし、第二十号の九を第二十号の三とし、第二十号の十を第二十号の二とし、第二十号の十一を第二十号の三とし、第二十号の十二を第二十号の四とする。）

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第十八条第七項を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第一百一条 港湾労働法（昭和四十年法律第一百二十号）の一部を次のようにより改正する。

第五十九条第四項を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第十八条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第十九条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二十条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二十一条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二十二条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二十三条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二十四条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二十五条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二十六条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二十七条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二十八条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第二十九条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第三十条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第三十一条第一項第五号の二を削る。

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

（定義）

第三百三十二条の二 この章、第十三章及び第十

三章の二において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別措置法 沖縄の復帰に伴う特別措置

に関する法律（昭和四十六年法律第

号）をいう。

二 沖縄の共済法 特別措置法の施行の日前に沖縄県の区域に施行されていた新法の規定による長期給付に相当する給付に関する

特別措置（罰則に関する経過措置を含む。）

については、政令で必要な規定を設けることができる。

三 沖縄の組合員 沖縄の共済法の規定に基づく公務員等共済組合又は公立学校職員共

組合の組合員をいう。

四 復帰更新組合員 特別措置法の規定によ

りその施行の日に組合の組合員となり、引

き組合の組合員であるものをいう。

（特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

2 復帰更新組合員に対して新法の長期給付に関する規定を適用する場合における必要な経過措置等については、この章に定めるところによる。

（特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

3 復帰更新組合員に相当するものとの同一の給付事由が生じた沖縄の共済組合の組合員に支給する。

（特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

4 前項に規定する者のうち沖縄の共済法の規

定による退職時金の支給を受けた者その他の

地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は沖縄県市町村職員共済組

合が支給する。

（特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

5 前項に規定する者のうち沖縄の共済法の規

定による退職時金の支給を受けた者その他の

地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は沖縄県市町村職員共済組

合が支給する。

（特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

6 前項に規定する者のうち沖縄の共済法の規

定による退職時金の支給を受けた者その他の

地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は沖縄県市町村職員共済組

合が支給する。

（特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた給付の取扱い）

特別措置法の施行の日の前日に沖縄の立法院議員であつた者及び沖縄の中央教育委員会の委員であつた者は、沖縄の共済法の適用について、同日において退職したものとみなす。ただし、沖縄の立法院議員であつた者については、特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に地方職員共済組合に対し、沖縄の共済法の規定による長期給付を受けることを希望する旨の申出がない場合には、この限りでない。

(恩給等の受給権の取扱い)

第一百三十二条の四 復帰更新組合員で特別措置法の施行の日の前日に恩給に関する法令の適用を受けていたものは、これらの法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 復帰更新組合員に係る恩給に関する法令又は退職年金条例(元沖縄県吏員恩給規則)の規定による恩給受給権者のための恩給支給に関する特別措置法(千九百六十八年立法第七十一条号)を含む)の規定による恩給又は退職料等を受ける権利は、特別措置法の施行の日前において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利はこの限りでない。

一 増加恩給、増加退職料、傷病年金又は傷病賜金を受ける権利

二 特別措置法の施行の日の前日において現に支給を受けている普通恩給又は退職料を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対する権利)はこの限りでない。

3 前項第二号の規定による申出をしなかつた者は又はその遺族に對して支給する長期給付については、当該申出に係る普通恩給又は退職料を受ける権利の基礎となつた期間は、第七条第一項第一号の規定による該当しないものとみなし。

なす。

(国の旧法等の規定による退職年金等の受給権の取扱い)

第一百三十二条の五 復帰更新組合員に係る国の旧法等又は共済法の退職年金を受ける権利は、特別措置法の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に對して当該退職年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

2 復帰更新組合員に係る国の旧法等若しくは共済法の廃疾年金又は共済法の通算退職年金は、その者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に對して当該廃疾年金を受けた旨を申し出た場合には、この限りでない。

3 第一項ただし書若しくは前項ただし書の規定による申出をした者又はその遺族に對して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の規定による申出をした者又はその遺族に對して支給する长期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつた期間は、第七条第一項第一号の規定による該当しないものとみなす。

(沖縄の共済法の規定による退職年金等の取扱い)

第一百三十二条の六 沖縄の組合員であつた復帰更新組合員に対する长期給付については、政令及びこの法律の規定を適用する場合には、政令で特別措置法の規定に対する长期給付について新法及びこの法律の規定を適用する場合には、政令で特別措置法の規定を適用する場合には、政令で特別の定めをする場合を除き、沖縄の共済法の規定による給付は、新法及びこの法律中のこれららの規定に相当する規定による給付とみなす。

(沖縄の組合員であつた期間等の組合員期間への算入)

第一百三十二条の七 復帰更新組合員の特別措置法の施行の日前の期間のうち沖縄の組合員であつた者

あつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間その他の政令で定める期間を含む)は、更新組合員の職員としての在職期間の組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、團体共済組合員期間に算入する。

2 沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた共済会の会員に對し新法の共済給付金に関する規定を適用する場合においては、沖縄の立法院議員であつた期間と、沖縄の共済会の会員であつた期間(当該期間に算入され、又は当該期間に算入する。

(地方公共団体の長に相當する者等に対する長期給付の特例)

第一百三十二条の八 琉球政府の行政主席若しくは沖縄の市町村長又は琉球政府の警部補、巡查部長若しくは巡査であつた復帰更新組合員に対し、第六十六条から第八十五条まで又は第八十八条から第一百五十三条までの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる期間は、当該各号に掲げる期間に算入する。

一 琉球政府の行政主席又は沖縄の市町村長であつた期間として政令で定める期間 地方公共団体の長であつた期間

(市町村関係団体職員共済組合の組合員であつた者等の取扱い)

第一百三十二条の九 この章に定めるもののほか、復帰更新組合員その他政令で定める者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に關する経過措置その他の長期給付に關する必要あるものとみなし。

(沖縄の共済法の規定による退職年金等の取扱い)

第一百三十二条の十 これに定めるもののは、この法律の規定を適用する場合には、政令

二 琉球政府その他政令で定める機関の警部補、巡査部長又は巡査であつた期間 警察職員であつた期間

(政令への委任)

第一百三十二条の十一 この章に定めるもののは、この法律の規定を適用する場合には、政令

か、復帰更新組合員その他政令で定める者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に關する経過措置その他の長期給付に關する必要あるものとみなし。

(沖縄の共済法の規定による退職年金等の取扱い)

第一百三十二条の十二 これに定めるもののは、この法律の規定を適用する場合には、政令

か、復帰更新組合員その他政令で定める者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に關する経過措置その他の長期給付に關する必要あるものとみなし。

(沖縄の立法院議員共済会といふ)の会員があつた者に係る特別措置法の施行の日前の沖縄の団体共済組合の組合員であつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入された期間を含む)は、団体共済更新組合員の団体職員としての在職期間の団体共済組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、團体共済組合員期間に算入する。

第一百三十二条の七 復帰更新組合員の特別措置法の施行の日前の期間のうち沖縄の組合員であつた者

あつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間その他の政令で定める期間を含む)は、更新組合員の職員としての在職期間の組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、團体共済組合員期間に算入する。

(公職選挙法の一部改正)

第一百六条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百六十六人」を「四百七十人」に改め、同条第二項中「二百五十人」を「二

百五十二人」に、「百五十人」を「百五十二人」に改める。

附則第二項中「四百八十六人」を「四百九十一人」に改める。

別表第一鹿児島県の選挙区及び議員数の項の次に次のように加える。

沖縄県

別表第二に次のように加える。

沖縄県

二人

(沖縄住民の国政参加特別措置法の廃止)

第百七条 沖縄住民の国政参加特別措置法(昭和四十五年法律第四十九号)は、廃止する。

第百八条 この法律の施行の際旧沖縄住民の国政参加特別措置法第三条の規定により衆議院議員又は参議院議員とされていた者は、第百六条の規定による改正後の公職選挙法の規定により沖縄県を選挙区としてそれぞれ選挙された衆議院議員又は参議院議員とみなす。この場合において、これらの者の任期は、同条の規定による改正後の公職選挙法第二百五十六条及び第二百五十七条の規定にかかわらず、これらの者のこの法律の施行の日の前日における衆議院議員又は参議院議員としての任期による。

(運輸省設置法の一部改正に伴う消防法の一部改正)

第百九条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一十二条第一項中「管区気象台長」の下に「、沖縄気象台長」を加える。

第十三章 雜則

(政令への委任)

第一百十条 この法律に定めるもののほか、この法律による法令の改正又は廃止に伴い必要な経過措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する

日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生日から施行する。ただし、第十一条、第十一條及び第十九条の規定は同日から起算して一年

をこえない範囲内において政令で定める日から、第六十二条及び次項の規定はこの法律の公布の日から、第六十六条の規定は昭和四十七年

十月一日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

布の日から、第六十六条の規定は昭和四十七年

十月一日から施行する。

行政主席に通知しなければならない。

## 附則

### 第一章 総則

第一条 この法律は、沖縄の復帰に伴い、沖縄の特殊事情にかんがみ、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する

等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した

沖縄の振興開発を図り、もつて住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目

的とする。

(定義)

第二条 この法律において「沖縄」とは、沖縄県の区域をいう。

この法律において「離島」とは、沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

この法律において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条各号に掲げる者(政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営む場合にあつては、資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の場合にあつては、その会社及び個人)並びに企業組合及び協業組合をいう。

第三条 沖縄振興開発計画(以下「振興開発計画」といふ。)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土地(公有水面を含む。)の利用に関する事項

二 農林漁業、鉱工業等の産業の振興開発に関する事項

三 中小企業の振興に関する事項

四 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

五 水資源及び電力その他のエネルギー資源の

## 開発に関する事項

六 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保に関する事項

七 職業の安定に関する事項

八 教育及び文化の振興に関する事項

九 防災及び国土の保全に係る施設の整備に関する事項

十 観光の開発に関する事項

十一 離島の振興に関する事項

十二 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項

十三 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興開発に関する必要な事項

十四 振興開発計画の決定及び変更

十五条 沖縄県知事は、振興開発計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

十六条 振興開発計画は、昭和四十七年度を初年度として十箇年を目標として達成されるような内容のものでなければならない。

(振興開発計画の決定及び変更)

十七条 沖縄県知事は、前項の振興開発計画の案に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、振興開発計画を決定する。

十八条 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときは、これを沖縄県知事に通知するものとする。

十九 振興開発計画は、昭和四十七年度を初年度として十箇年を目標として達成されるような内容のものでなければならない。

(振興開発計画の決定及び変更)

二十 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

二十一 振興開発計画は、昭和四十七年度を初年度として十箇年を目標として達成されるような内容のものでなければならない。

(振興開発計画の決定及び変更)

二十二 内閣総理大臣は、前項の振興開発計画の案に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、振興開発計画を決定する。

二十三 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときは、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

二十四 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

二十五 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

二十六 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

二十七 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

二十八 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

二十九 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

三十 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

三十一 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

三十二 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

三十三 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

三十四 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

三十五 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

三十六 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

三十七 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

三十八 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

三十九 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときには、これを沖縄県知事に通知するものとする。

(振興開発計画の決定及び変更)

ず、政令で特別の定めをすることができる。

2 国は、前項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づいて行なう県道又は経費について、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

3 沖縄における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合には、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

4 沖縄における農地及び産業用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第三条第一項及び第二項第一号又は第二号の規定により沖縄県に対して国がその費用の一部を補助する場合における国が行なう補助の比率は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、十分の八とする。

5 国は、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるものに要する経費については、政令で定めるところにより、その十分の六以内を負担するものとする。

（沖縄の道路に係る特例）

第六条 振興開発計画に基づいて行なう県道又は市町村道の新設又は改築で、沖縄の振興開発のために特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定した区間に係るものには、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいふ。以下同じ。）の申請に基づいて行なうものとする。

3 建設大臣は、第一項の規定により道路の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

4 第一項の規定により建設大臣が行なう道路の新設又は改築に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担する。

5 前項の規定により建設大臣が行なう道路の新設又は改築を行なうことによる費用の一部を負担する場合は、國は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

は、政令で定めるところにより、沖縄県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

4 第一項の規定により建設大臣が行なう河川の改良工事、維持又は修繕に要する費用については、國は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は河川法に規定する負担割合による負担を行なうことができる。

5 前項の規定により國がその費用の一部を負担することとなる場合には、沖縄県は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

6 第一項の規定により建設大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第二条第一項中「河川法第九条第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七条第一項」と、同法第八条中「河川法第六十条第一項」とあるのは「沖縄振興開発特別措置法第七条第五項」と、「同法第六十条第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「から同法第七条第四項の政令で定める國の負担割合を控除した割合」と読み替えて、同法を適用する。

7 建設大臣は、河川法第十条の規定にかかるず、前項の規定により特定多目的ダム法の適用を受けるダムの管理を行なうことができる。

8 前項の規定により建設大臣が管理するダムの管理に要する費用のうち、河川法第五十九条の規定により沖縄県が負担すべきものについては、國は、同法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その全部又は一部を負担することができる。

9 第五項の規定は、前項の場合に準用する。

（沖縄の河川に係る特例）

第七条 振興開発計画に基づいて行なう二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖縄の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖縄開発庁長官に協議して指定した区間に係るものは、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、沖縄県知事の申請に基づいて行なうものとする。

3 建設大臣は、第一項の規定により二級河川のため特に必要なものを除く。）、沖縄の振興開発のため特に必要なものを除く。）、沖縄開發庁長官に協議して指定したもののは、同法

第五十二条第一項の規定にかかるらず、運輸大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行なうものとする。

3 第一項の規定により運輸大臣が行なう港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、國は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は港湾法に規定する負担割合による港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、國は、政令で定めるところにより、その全額を負担する。

4 前項の規定により、國がその費用の一部を負担することとなる場合には、第一項の規定により運輸大臣がその港湾工事を行なう港湾の港湾管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

5 運輸大臣は、第一項に規定する港湾工事によって生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするものを除く。）については、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内の額を減額した価額で港湾管理者に譲渡することができる。

6 第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするものを除く。）のうち、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内の額を減額した価額で港湾管理者に譲渡することができる。

7 港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。

8 港湾管理者が設立された時において國の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため國が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。

9 第五項及び港湾法第五十四条第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者に譲渡するものとみなすものと/or>。

が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港湾管理者が」とあるのは、「港湾管理者としての地方公共団体（当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する団体が」と読み替えるものとする。

この条における「港湾工事」、「港湾管理者」、「水域施設」、「外かく施設」、「かい留施設」、「臨港交通施設」、「港湾施設用地」、「港湾施設」及び「航行補助施設」の意義は、港湾法第二条に定めるところによる。

#### （国有財産の譲与等）

第九条 国は、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行なう者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対し、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。（地方債についての配慮）

第十一条 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行なう事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債できるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

#### （工業開発地区の指定）

第十二条 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、工業開発地区の開発を図るために必要な要件を定める要件を定める。

第十三条 産業振興のための特別措置

そなえている地区を工業開発地区として指定するができる。

2 沖縄開発庁長官は、前項の指定をするにあつては、農林漁業構造の改善について配慮する

とともに、同項の申請に係る地区について、す

べに工場立地の調査等に関する法律（昭和三十

四年法律第二十四号）第二条の規定による工場適地の調査等工業の開発に関する國の調査がさ

れているときは、その調査の成果を参考しなければならない。

3 沖縄県知事は、第一項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならぬ。

4 沖縄開発庁長官は、工業開発地区を指定するときは、当該工業開発地区的名称及び区域を官報で公示しなければならない。

5 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

6 前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、工業開発地区的区城の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該工業開発地区的指定を解除し、又はその区城を変更することができる。

7 第二項及び第四項の規定は、前項の規定により冲縄開発庁長官が工業開発地区的指定を解除し、又はその区城を変更する場合に準用する。

（農用地等の譲渡に係る所得税の軽減）

第十二条 個人がその有する工業開発地区内の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいい、その上に存する権利を含む。）を

で定めるところにより、その譲渡に係る所得税法（昭和四十一年法律第三十三号）第三十三条规定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

第十三条 工業開発地区内において製造の事業用資産を譲渡して工業開発地区内において製造の事業用に供する事業用資産を取得した場合に

は、租税特別措置法で定めるところにより、特定の事業用資産の買換との場合の課税の特例の適用があるものとする。

（減価償却の特例）

第十四条 工業開発地区内において製造の事業用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

（減価償却の特例）

第十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、工業開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合は、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による

当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかるわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産

税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後ににおいて行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（特定事業所の認定等）

第十六条 関係行政機関の長は、工業開発地区内において製造の事業を営む事業所で沖縄の工業開発に著しく寄与するものとして政令で定める要件に該当するものと認めるときは、沖縄開発庁長官に協議して、当該事業所が当該要件に該当するものである旨の認定をすることができる。

（特定事業所の認定等）

第十七条 国及び地方公共団体は、工業開発地区内

に有する法人とみなして、同条の規定を適用す

ることができる。

（施設の整備等）

第十七条 国及び地方公共団体は、工業開発地区

地、道路、港湾施設、工業用水道、通信運輸施設及び工業開発地区内の工場に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。  
(農地法等による処分についての配慮)  
第十八条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、工業開発地区内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該工業開発地区内の工業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

(中小企業の業種別の振興)  
第十九条 関係行政機関の長は、沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各号に該当する業種であつて政令で定めるもの(以下第二十一條までにおいて「指定業種」という。)に属する沖縄の中企業について、近代化基本計画を定めなければならない。  
一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。  
二 当該業種に属する沖縄の中小企業の生産性の向上を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。  
三 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)第三条第一項の政令で定める業種に該当しないものであること。

中小企業近代化促進法第三条第二項から第四項まで、第四条及び第五条の規定は前項の近代化基本計画について、同法第七条、第八条第一項及び第二項並びに第十七条第一項、第二項及び第四項の規定は指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者について準用する。この場合において、同法第四条第一項、第五条第一項及び第七条第三項中「中小企業近代化審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会」であるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化

3 前二項及び次条の規定に係る関係行政機関の長は、当該指定業種に属する事業を所管する大臣とする。ただし、前項において準用する中小企業近代化促進法第七条第二項又は第十七条第二項又は第六十六条の四及び第八十一条の規定に規定する中小企業者又は法人とみなし、政令で定めることにより、租税特別措置法第六十六条规定の二、第六十六条の四及び第八十一条の規定を適用する。  
一 第十九条第二項において準用する中小企業の業種に属する組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣とする。

二 第十九条第二項において準用する中小企業の構造改善を図ることが緊急に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの(以下この条において「特定業種」という。)に属する事業を行なう沖縄の中小企業者を構成員とする商工組合その他の政令で定める法人(以下この条において「商工組合等」といふ)は、その構成員たる中小企業者が行なう特定業種に属する事業に係る生産又は経営の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業について構造改善計画を作成し、これを関係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適切である旨の承認を受けたことができる。  
一 第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第一項若しくは前条第二項において準用する同法第八条第二項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人  
2 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者については、その者を中小企業近代化促進法第九条に規定する中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第十三条、第十三条の二、第四十五条の二及び第四十六条の規定を適用する。

2 中小企業近代化促進法第五条の二第二項の規定は前項の構造改善計画について、同法第八条第二項及び第三項の規定は前項の承認を受けた商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定業種に属する事業を行なうものについて、同法第十七条第三項及び第四項の規定は前項の承認を受けた商工組合等について準用する。この場合において、同法第十七条第三項中「中小企業近代化審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会」及び中小企業近代化審議会と読み替えるものとする。

3 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第一項第二号に掲げるものの(企業組合を除く。)及び同項第四号から第七号までに掲げるものを含む。)については、その者を同条第三項に規定する近代化関係中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、同法第三条の五から第十二条までの規定を適用する。

2 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者(自由貿易地域内の土地又は建設物その他施設(政令で定めるものを除く。)で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなす)。

3 第二十五条 自由貿易地域内の土地又は建設物の他の施設(政令で定めるものを除く。)で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2 税關長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項、第五十条、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税上屋、保税倉庫、保税工場又は保税展示場の許

「審議会」と読み替えるものとする。

(課税の特例等)  
第二十一条 次の各号に掲げる者については、その者を中小企業近代化促進法第八条第四項に規定する中小企業者又は法人とみなし、政令で定めることにより、租税特別措置法第六十六条规定の二、第六十六条の四及び第八十一条の規定を適用する。

一 第十九条第二項において準用する中小企業の業種に属する組合又はその連合会であるときは、前条第二項において準用する同法第八条第三項又は前条第二項において準用する同法第八条第三項若しくは第三項の承認を受けた中小企業者

者

2 沖縄開発厅長官は、前項の申請をしよるとときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならぬ。

(自由貿易地域内における事業の認定)  
第二十四条 自由貿易地域内において事業を行なうとする者は、当該事業を当該地域内で行なうことが適切である旨の沖縄開発厅長官の認定を受けることができる。

2 沖縄開発厅長官は、前項の認定をしよるとときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議して指定期間することができる。

3 第一項の認定を受けることができる者の要件として、その他の認定に關する事項は、政令で定める。

2 沖縄開発厅長官は、前項の認定をしよるとときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議して指定期間することができる。

3 第一項の認定を受けることができる者の要件として、その他の認定に關する事項は、政令で定める。

(指定保税地城等)

第二十五条 自由貿易地域内の土地又は建設物の他の施設(政令で定めるものを除く。)で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2 税關長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項、第五十条、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税上屋、保税倉庫、保税工場又は保税展示場の許

のため必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第四章 自由貿易地域

第二十三条 沖縄開発厅長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するため必要な地域を自由貿易地域として指定期間することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしよるとときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならぬ。

(自由貿易地域内における事業の認定)  
第二十四条 自由貿易地域内において事業を行なうとする者は、当該事業を当該地域内で行なうことが適切である旨の沖縄開発厅長官の認定を受けることができる。

2 沖縄開発厅長官は、前項の認定をしよるとときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議して指定期間することができる。

3 第一項の認定を受けることができる者の要件として、その他の認定に關する事項は、政令で定める。

2 沖縄開発厅長官は、前項の認定をしよるとときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議して指定期間することができる。

3 第一項の認定を受けることができる者の要件として、その他の認定に關する事項は、政令で定める。

(指定保税地城等)

第二十五条 自由貿易地域内の土地又は建設物の他の施設(政令で定めるものを除く。)で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第三十七条第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2 税關長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項、第五十条、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税上屋、保税倉庫、保税工場又は保税展示場の許

可をするものとする。

(自由貿易地域投資損失準備金)

第二十六条 内国法人は、第二十四条第一項の認定を受けた法人で自由貿易地域内に本店若しくは主たる事務所を有するものの株式又は出資を当該認定後五年以内に取得した場合には、当該株式又は出資については、租税特別措置法で定める自由貿易地域投資損失準備金を設けることができる。

(準用)

第二十七条 第十四条及び第十五条の規定は、自由貿易地域について準用する。

(特別の法人の設置)

第二十八条 国は、必要があると認めるときは、自由貿易地域となるべき地域の土地の造成、自由貿易地域内の施設の整備その他自由貿易地域内の土地及び施設に関する事業を行なうこと目的一とする特別の法人を設けるものとする。

2 前項の特別の法人に関し必要な事項は、別に法律で定める。

(第五章 電気事業振興のための特別措置)

第一節 電気事業の助成

第二十九条 国及び地方公共団体は、電気事業(電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第五項に規定する電気事業をいう。以下同じ。)の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第三十条 第十四条の規定は、電気事業者(電気事業法第二条第六項に規定する電気事業者をいう。)が電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した場合における当該設備について準用する。

(会社の目的)

(電気事業及びこれに附帯する事業を営むことを目的とする株式会社とする)

第三十二条 沖縄電力株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内において、会社に対し出資することができる。

(商号の使用制限)

第三十三条 会社以外の者は、その商号中に沖縄を含む。

(取締役及び監査役)

第三十四条 会社の取締役は、四人以内、監査役は、一人とする。

(会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(政府所有の株式の後配)

第三十五条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条の規定にかかわらず、毎營業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の十の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の十の割合で配当をした後、なお配当することができる利益金があるときは、政府の所

(準用)

(電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第十五条第五項、第二十九条から第三十三条まで、第三十五条及び第三十五条の三の規定は、会社について準用する。この場合において、同法第三十一条中「所有権及び貸借権」とあるのは「譲り渡し、又は所有権」といいう。)

第三十六条 同法第三十五条の三中「第十四条第二項及び第二十二条第一項」とあるのは「及び第十四条第二項」と読み替えるものとする。

(協議)

第三十七条 通商産業大臣は、第三十四条第二項又は前条において準用する電源開発促進法第

三十二条(会社の定款の変更、合併及び解散の決議に係るものに限る。)若しくは第三十三条の認可をしようとするときは、沖縄開発庁長官に協議しなければならない。

3 通商産業大臣は、前条において準用する電源開発促進法第十五条第五項、第三十条、第三十二条(会社の定款の変更の決議に係るものに限る。)又は第三十三条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(職業の安定のための計画の作成等)

第三十八条 労働大臣は、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るために、沖縄県知事の意見をきいて、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施、就業の機会の増大を図るために、事業の実施その他必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(振興開発計画に基づく事業等への就労)

第三十九条 労働大臣は、沖縄における雇用及び失業の状況からみて必要があると認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、沖縄開発庁長官に協議して、振興開発計画に基づく事業その他

の事業であつて國自ら又は國の負担金の交付を受け、若しくは國庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの失業者の数との比率(以下この条において「吸収率」という。)を定めることができる。

2 吸収率の定められている事業を計画実施する國又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において同じ。)は、公共職業安定所の紹介により、つねに吸収率に該当する数の失業者を雇い入れていなければならない。

3 吸収率の定められている事業を計画実施する國又は地方公共団体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合は、その困難な歎の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

4 前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に因る必要な事項は、労働省令で定める。

(職業等のための資金の確保等)

第四十条 国及び地方公共団体は、沖縄における事業者で沖縄の復帰若しくはアメリカ合衆国との軍隊の撤退、縮小等に伴い転業を余儀なくされるもの又は沖縄の失業者で自立のため事業を開始しようとするものに対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(沖縄失業者求職手帳の発給等)

第四十一条 公共職業安定所長は、次のいずれにも該当し、かつ、労働省令で定める要件に該当する者に対して、その者の申請に基づき、沖縄失業者求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

一 次のいずれかに該当する者であること。  
1 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の十の割合で配当をした後、なお配当することができる利益金があるときは、政府の所

イ 沖縄の復帰に伴い、一定の事業を行なうことについての制限又は禁止を定めている本邦の法令の規定が新たに沖縄に適用されることとなつたため、從前行なつていた事業が行なえなくなり、若しくは当該事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、又は從前の沖縄と本邦との間の輸出若しくは輸入に関する通関手続の代理事務が消滅したことにより、やむなく失業するに至つた者である。

ロ 沖縄の復帰に伴い、沖縄において適用された輸入の制限又は禁止に関する法令が失効したことその他のこれに準ずる政令で定める事由が発生したためその事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、政令で定める期間内にやむなく失業するに至つた者である。

ハ 琉球列島米国民政府の廃止、昭和四十六年六月十七日以後における沖縄にあるアメリカ合衆国の軍隊の撤退、部隊の縮小又は予算の消滅その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、やむなく失業するに至つた者であつて政令で定める要件に該当するものである。

二 前号の規定に該当することとなつた日まで、一年以上引き続き、同号イの事業若しくは事務に従事し、同号ロの事業に従事し、又は同号ハの政令で定める要件に該当している者であること。

手帳は、当該手帳の発給を受けた者が前項第一号の規定に該当することとなつた日（その日がこの法律の施行の日前であるときは、この法律の施行の日の前日）の翌日から起算して三年を経過したとき、又は公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が労働の意思若しくは能力を有しなくなつたことその他労働省令で定められたと認めたときは、その効力を失う。

ことについての制限又は禁止を定めている

ことについての制限又は禁止を定めていることについての制限又は禁止を定めている

3 前二項に定めるもののほか、手帳の発給の中請その他の手帳に關し必要な事項は、労働省令で定める。

#### (就職指導の実施)

第四十二条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するため必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行なうものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に對して、公共職業訓練施設の行なう職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するため必要な事項を指示することができる。（就職促進手当の支給）

第四十三条 国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容旨にし、かつ、生活の安定を図るために必要な事項を指示することができる。

3 就職促進手当の支給する。

（雇用促進事業団による援護業務）

第四十四条 履用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条に規定する業務のほか、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るために、次の業務を行なう。

一 職業訓練手帳所持者を作業環境に適応させる訓練（含む。）を受ける手帳所持者に対し、その職業訓練手当その他の手当を支給する。

二 就職又は知識若しくは技能の習得をするために移転する手帳所持者に対して移転資金を支給すること。

三 手帳所持者が事業を開始する場合において、自營支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

四 公共職業安定所の紹介により手帳所持者を雇い入れる沖縄の事業主に対しても雇用奨励金を支給すること。

五 手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を行なう事業主に対しても職場適応訓練費を支給すること。

六 沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し必要な協力を行なうこと。

七 沖縄の失業者に対して再就職を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

八 沖縄の失業者に対して生活の指導を行なうこと。

九 前各号に附帯する業務を行なうこと。

十 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

十二 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

十三 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

十四 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

十五 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

十六 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

十七 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

十八 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

十九 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

二十 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

二十一 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

二十二 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

二十三 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

二十四 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

二十五 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

第四十条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

#### (譲渡等の禁止)

第四十五条 第四十三条の就職促進手当又は前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押えられる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第四十六条 租税その他の公課は、第四十三条の就職促進手当、第四十四条第一項第一号の手当、同項第二号の移転資金又は同項第三号の自営支度金（同項第十号の規定に基づいて再就職する沖縄の失業者に対して支給する給付金であつて、自営支度金に相当するものを含む。）を標準として、課することができない。

（中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の適用除外）

第四十七条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）第三章の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けた者に適用することができる者については、適用しない。

（市町村における基幹道路の整備）

第四十八条 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第一条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が國務機関の長に協議して指定した地域内の基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港開闢道（以下の条において「市町村道等」という。）の新設又は改築で振興開発計画に基づいて行なうもの

のうち、当該市町村の区域の振興開発のため特に必要があるものとして関係行政機関の長が沖縄開発庁長官に協議して指定した市町村道等に係るものについては、他の法令の規定にかかわらず、沖縄県が行なうことができる。

2 前項の市町村道等の指定は、沖縄県知事が、関係市町村長との協議がととのつた場合においては、政令で定める申請に基づいて行なうものとする。

3 沖縄県は、第一項の規定により市町村道の新設又は改築を行なう場合には、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わって、その権限を行なうものとする。この場合において、沖縄県が代わって行なう権限のうち政令で定めるものは、沖縄県知事が行なう。

4 第一項の規定により沖縄県が行なう市町村道等の新設又は改築に要する費用は、沖縄県が負担する。

5 前項に規定する費用に係る国の負担又は補助については、第一項の規定により指定された市町村道等の新設又は改築を県道又は県が管理する農道、林道若しくは漁港連絡道の新設又は改築とみなす。

#### (無医地区における医療の確保)

第四十九条 沖縄県知事は、振興開発計画に基づいて、無医地区に開設し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

##### 一 診療所の設置

二 患者輸送車(患者輸送船を含む。)の整備

##### 三 定期的な巡回診療

##### 四 保健婦の配置

##### 五 公的医療機関の協力体制の整備

六 その他無医地区的医療の確保に必要な事業

2 沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

##### 一 医師又は歯科医師の派遣

## 二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

### 回診療

3 国及び沖縄県は、無医地区における診療に從事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 沖縄県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。

5 第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖縄県が負担する。

6 国は、前項の費用のうち第一項第一号に掲げれる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

(交通の確保)

第五十条 国の行政機関の長は、沖縄県の市町村が、その区域内で他に一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者がない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を經營し、又は自家用自動車を共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)に基づく免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十一条 第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、沖縄県が、離島の地域及びその他他の地域のうち過疎地域対策緊急措置法第二条

及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が自治大臣に協議して指定した地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行なう個人について、その事業に對する事業税を課さなかつた場合又は事業税にかかる不均一の課税をした場合において、これら

められるときに準用する。この場合において、第十五条中「当該地方公共団体」とあるのは「沖縄県」と、「事業税又は固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置」とあるのは「これらの措置」と読み替えるものとする。

第八章 沖縄振興開発審議会

(沖縄振興開発審議会の設置及び権限)

第五十二条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興開発に關する重要事項を調査審議するために、沖縄開発庁に沖縄振興開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、沖縄の振興開発に關する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

### (審議会の組織等)

第五十三条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十五人以内で組織する。

一 関係行政機関の職員 十三人以内

二 沖縄県知事

三 沖縄県議會議長

四 沖縄県の市町村長を代表する者 二人

五 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者 二人

六 学識経験のある者 六人以内

2 前項第四号から第六号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(政令への委任)

第五十四条 国及び地方公共団体は、沖縄において準用する中小企業近代化促進法第十七条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

## 第九章 雜則

### (土地の利用についての配慮)

第五十四条 国及び地方公共団体は、沖縄において土地(公有水面を含む。)をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

### (他の法律の適用除外)

第五十五条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)、後進地域の開発に関する公共事業に係る国負担割合の特例に關する法律(昭和三十六年法律第百十二号)、低開發地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に關する法律(昭和三十七年法律第八十八号)、新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)、奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)、山村振興法(昭和四十一年法律第六十四号)、過疎地域対策緊急措置法及び農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)は、沖縄については、適用しない。

2 國土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)、中都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画に關する部分は、沖縄についても、適用しない。

### (政策への委任)

第五十六条 この法律に定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定め

る。

3 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を總理する。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

### 第十章 罰則

第五十七条 第十九条第二項及び第二十条第二項において準用する中小企業近代化促進法第十七条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第五十八条 会社の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を徴収する。

第五十九条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下

の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十条 第三十六条において準用する電源開発促進法第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十六条において準用する電源開発促進法第十五条第五項、第三十条、第三十一条又は第三十三条までの規定に違反したとき。  
二 第三十六条において準用する電源開発促進法第二十九条第一項の規定による命令に違反したとき。

第六十二条 第三十三条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

#### 附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關する特別委員会議録第一号 昭和四十六年十一月十日

する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(附則第十九条第五項及び第十二項において「協定」という)の効力発生の日から施行する。ただし、第五章第二節、第五十八条から第六十二条まで、次条、附則第八条、附則第十条及び附則

第十九条の規定は、公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知) 第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球

する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(附則第十九条第五項及び第十二項において「協定」という)の効力発生の日から施行する。ただし、第五章第二節、第五十八条から第六十二条まで、次条、附則第八条、附則第十条及び附則

第十九条の規定は、公布の日から施行する。

2 次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政府行政主席に通知しなければならない。) 第十条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第十四条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第十五条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第十六条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第十七条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第十八条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第十九条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十一条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十二条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十三条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十四条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十五条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十六条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十七条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十八条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十九条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第三十条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第四条第十三号の三中「又は労働者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)」を、労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第

二号)に改め、同条第四十一号の二の次に次の二号を加える。

四十一の三 沖縄振興開発特別措置法に基づいて、沖縄の労働者の職業の安定を図るために必要な措置に関する計画を作成すること。

二 次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政府行政主席に通知しなければならない。) 第十条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第十四条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第十五条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第十六条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第十七条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第十八条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第十九条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十一条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十二条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十三条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十四条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十五条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十六条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十七条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十八条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第二十九条第一項第七号の二の次に次の二号を加える。

第五条 第二項の規定にかかるものとして沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して決定したものについて、当該事業を振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして沖縄開発庁長官が國務院に申請するものとして、この法律を適用する。

第六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第一百六十二条)の一部を次のように改正する。

第七条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「又は首都圈整備計画」を「又は首都圈整備委員会」を「首都圈整備委員会」又は沖縄開発庁長官に改める。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「又は首都圈整備計画」を「又は首都圈整備委員会」を「首都圈整備委員会」又は沖縄開発庁長官に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「又は首都圈整備計画」を「又は首都圈整備委員会」を「首都圈整備委員会」又は沖縄開発庁長官に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「又は首都圈整備計画」を「又は首都圈整備委員会」を「首都圈整備委員会」又は沖縄開発庁長官に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「又は首都圈整備計画」を「又は首都圈整備委員会」を「首都圈整備委員会」又は沖縄開発庁長官に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「又は首都圈整備計画」を「又は首都圈整備委員会」を「首都圈整備委員会」又は沖縄開発庁長官に改める。

## (法人の事業税の税率の特例)

第九条の二 沖縄電力株式会社が行なう電気供給業に対する事業税の標準税率については、沖縄県の区域にこの法律が施行されることとなる日以後五年以内に終了する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十二第一項第一号中「百分の一・五」とあるのは、同日以後二年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の一・五」と、当該二年以内に終了する各事業年度のうち最後の事業年度終了の日後三年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の一・〇」とす。

附則第十条に次の二項を加える。  
4 道府県は、沖縄電力株式会社が沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)附則第十九条第五項の規定による政府の出資に係る不動産を取得した場合においては、第七十三条の二第一項の規定にかかるわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取扱税を課することができない。

## (企業合理化促進法の一部改正)

第九条 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「又は漁港法」を、「漁港法又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第一号)」に改め、同条第四項中「又は漁港法」を、「漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)  
第十一条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十四条中「及び日本自動車ターミナル株式会社」を、「日本自動車ターミナル株式会社」に改める。  
(道路整備特別会計法の一部改正)

第十三条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

## 第一類第一号

第三条中「又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)

第十条第一項を「、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)第十条第一項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第六条第五項」に改める。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)  
第十二条 特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第一項」を、「北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第一項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第八条第一項」に改める。

第四条第一項中「北海道」の下に「及び沖縄県」を加え、同条第二項中「又は北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項」を、「北海道開發のためにする港湾工事に關する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項」に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 沖縄県の港湾の水域施設、外郭施設又は保留施設に係る工事 十分の一

(治山治水緊急措置法の一部改正)  
第六条中「北海道」の下に「及び沖縄県」を加える。

第十三条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「特定多目的ダム法昭和三十二年法律第三十五号」第一項の下に「(沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第七条第六項の規定により適用する場合を含む。)」を加える。

## (治水特別会計法の一部改正)

第十四条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八条を「地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八条又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第七条第五項(同条)

号)第六条第五項」に改め、「沖縄振興開発計画」を加える。

(農業振興地域の整備に關する法律の一部改正)  
第十五条 治水特別会計法(昭和三十六年法律第十五号)第三条第一項又は沖縄振興開発特別措置法第七条第五項に改める。

第五条第一項第二号中「又は第六十三条第一項」を「若しくは第六十三条第一項又は沖縄振興開発特別措置法第七条第五項」に改める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)  
第十六条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項」を、「北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項」に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興開発特別措置法第八条第三項に改め、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 沖縄県の港湾の水域施設、外郭施設又は保留施設に係る工事 十分の一

(治山治水緊急措置法の一部改正)  
第六条中「北海道」の下に「及び沖縄県」を加える。

第十三条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「同法第二条第一項」の下に「沖縄振興開発特別措置法第八条第四項」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)  
第十六条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第十六条法律第号)の一部を次のように改正する。

第八十九号の四の次に次の二号を加える。

二十の五 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第四十一条、第四

十三条及び第四十四条の規定に限る。)

(都市計画法の一部改正)  
第十七条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「北海道総合開発計画」の下に「、沖縄振興開発計画」を加える。

(農業振興地域の整備に關する法律の一部改正)  
第十八条 農業振興地域の整備に關する法律の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「北海道総合開発計画」の下に「、沖縄振興開発計画」を加える。

(会社の設立等)  
第十九条 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して起業人の職務を行なわせる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、設立委員を命じようとするとき及び前項の認可をしようとするときは、内閣總理大臣に協議しなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 政府は、会社の設立に際し、会社に対して協定第六条第一項の規定により政府に移転される法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項」を、「北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第八条第四項」に改める。

6 前項の規定により政府が出資する財産の価額は、評価委員が評価した価額とする。

7 設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

8 設立委員は、前項の規定により株主を募集する場合において、琉球政府に対して株式を割り当てるものとする。

9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七条、第一百八十一一条、第一百八十五条及び第一百八十七条第一項(設立の廃止の決議に係る場合に限る。)の規定は、会社の設立について是適用せず、同法第一百七十七条第三項の規定は、第五

10	設立委員は、この法律の施行の日の前日までに、その処理すべき会社の設立に関する事務を完了しなければならない。	項目の規定により政府が行なう現物出資については適用しない。
11	第五項の規定により政府が行なう現物出資の給付は、この法律の施行の時に行なわれるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。	10設立委員は、この法律の施行の日の前日までに、その処理すべき会社の設立に関する事務を完了しなければならない。
12	協定第六条第一項の規定により政府が引き継ぐ琉球電力公社の権利及び義務は、会社の成立の時に、会社が承継する。	11第五項の規定により政府が行なう現物出資の給付は、この法律の施行の時に行なわれるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。
13	会社は、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。	12協定第六条第一項の規定により政府が引き継ぐ琉球電力公社の権利及び義務は、会社の成立の時に、会社が承継する。
14	前各項に規定するもののほか、会社の設立に関する必要な事項は、政令で定める。	13会社は、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。
15	会社は、この法律の施行の時に、通商産業省令で定めるところにより、電気事業を営むことについて電気事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。	14前各項に規定するもののほか、会社の設立に関する必要な事項は、政令で定める。
16	前項に規定するもののほか、会社に対する電気事業法の適用に関する経過措置は、政令で定める。	15会社は、この法律の施行の時に、通商産業省令で定めるところにより、電気事業を営むことについて電気事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。
17	第三十三条の規定は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に掲げる期間は、適用しない。	16前項に規定するもののほか、会社に対する電気事業法の適用に関する経過措置は、政令で定める。
18	沖縄開発庁設置法（昭和四十六年法律第二号）の施行の日前における第三十七条第一号の規定の適用については、同項中「沖縄開発庁長官」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。	17第三十三条の規定は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に掲げる期間は、適用しない。
19	会社が次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、資本の金額のうち政府及び琉球政府の出資に係る部分以外の部分について、第二号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日以後に受ける登記に係るものについては、この限りでない。	18沖縄開発庁設置法（昭和四十六年法律第二号）の施行の日前における第三十七条第一号の規定の適用については、同項中「沖縄開発庁長官」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。
20	二 第五項の規定により政府が出資した財産に係る権利の保存、設定又は移転	19会社が次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、資本の金額のうち政府及び琉球政府の出資に係る部分以外の部分について、第二号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日以後に受ける登記に係るものについては、この限りでない。
	二 政府は、沖縄における合理的な電気の供給体制を実現するうえでの会社の役割について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。	20二 第五項の規定により政府が出資した財産に係る権利の保存、設定又は移転
	一 第三十三条の規定の施行の際その商号中に	二 政府は、沖縄における合理的な電気の供給体制を実現するうえでの会社の役割について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

別表

事業区分	
農業試験研究施設	農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第二条第三号に規定する試験研究施設の設置
土地改良	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第一項に規定する土地改良事業で国が行なうもの
家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）第一条第一項に規定する家畜保健衛生所の設置

	消防施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	三分の二以内
伝染病院等	保健所	伝染病予防法(明治三十一年法律第三十六号)第十七条第一項に規定する施設の整備	十分の七・五以内
精神病院	保健所	保健所法(昭和二十二年法律第一百一号)第一条に規定する精神衛生法(昭和二十五年法律第一百三十三号)第六条及び第六条の二に規定する精神病院(精神病院以外の病院に設ける精神病室を含む。)の設置	十分の七・五以内
精神療養所	精神療養所	精神衛生法(昭和二十五年法律第一百三十三号)第五十七条第一号及び第五十九条に規定する精神療養所の整備	十分の七・五以内
児童福祉施設	児童福祉施設	児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四号)第七条に規定する児童福祉施設の整備	十分の八以内
身体障害者更生援助施設	身体障害者更生援助施設	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第一項に規定する身体障害者更生援助施設の設置	十分の七・五以内
生活保護施設	生活保護施設	生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)第三十八条第一項に規定する生活保護施設の整備	三分の二以内
婦人相談所等	婦人相談所等	児童防止法(昭和三十一年法律第三十七号)第三十四条第一項に規定する婦人相談所及び同法第三十六条に規定する婦人保護施設の整備	三分の二以内
精神薄弱者援護施設	精神薄弱者援護施設	精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十八条第一項に規定する精神薄弱者援護施設の整備	三分の二以内
老人福祉施設	老人福祉施設	老人福祉法(昭和三十八年法律第一百三十三号)第十四条第一項第一号及び第二号に規定する老人福祉施設の整備	十分の九以内

理由	沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案		
沖縄の復帰に伴い、沖縄の特殊事情にかんがみ、住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資するため、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進することとに、産業振興のための特別措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案	沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案	立の中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。)に係る産業教育のための設備、理科教育振興法(昭和二十八年法律第一百八十六号)第二条に規定する公立の小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。)及び公立の中学校に係る理科教育のための設備、へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四十三号)第三条第二号及び第三号に規定する住宅及び施設、学校給食法(昭和二十九年法律第一百六十号)第三条第一項に規定する公立の小学校及び中学校に係る学校給食の開設に必要な施設並びにスポーツ振興法(昭和三十六年法律第一百四十一号)第二十条第一項第一号に規定する小学校及び中学校に係る施設の整備
河川	砂防設備	砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事	十分の七・五以内
海岸	砂防設備	砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事	十分の十以内
地すべり防止施設	地すべり防止施設	地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第四項に規定する地すべり防止工事	十分の八以内
河川	河川法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事	河川法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事	十分の十以内

沖縄における公用地等のための土地又は工作物に  
関する暫定使用について特別な措置を定める

ものとする。

2 この法律の規定により使用することができる  
土地又は工作物については、この法律の規定に  
よる使用の開始後であつても、当該土地又は工  
作物の所有者その他の権利者との合意によりこ  
れを使用することとなるよう努めるものとす  
る。

#### (土地又は工作物の暫定使用)

第二条 次の各号に掲げる者が、この法律の施行

の日から当該土地又は工作物について権原を取  
得するまでの間、使用することができます。ただし、  
この法律の施行の日から起算して五年を超  
えない範囲において当該土地又は工作物の種  
類及び設置場所等を考慮して必要と認められる  
期間として政令で定める期間を経過した日(そ  
の日前に、事業の廃止、変更その他の事由によ  
り、当該土地又は工作物を使用する必要がなく  
なつたときは、その事由が生じた日の翌日)以  
後においては、この限りでない。

一 この法律の施行の際沖縄電力公社の設立  
(千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第  
百二十九号)に基づく琉球電力公社が電気事  
業法(昭和三十九年法律第百七十号)による電  
氣工作物に相当する工作物の用に供している  
土地で、引き続き同法による電気事業の用に  
供する電気工作物の用に供するもの。沖縄振  
興開発特別措置法(昭和四十六年法律第  
四号)により設立される沖縄電力株式会社

四 この法律の施行の際沖縄にある飛行場の敷  
地である土地で、引き続き運輸大臣が設置す  
る飛行場の敷地となるもの。国

五 この法律の施行の際沖縄にある航空機の航  
行を援助するための施設又は航空通信の用に  
供する電気通信設備の用に供されている土地  
で、次に掲げるもの。国

イ 引き続き自衛隊の部隊の用に供する土地  
又は工作物

ロ 引き続き日本国とアメリカ合衆国との間  
の相互協力及び安全保障条約第六条に基づ  
く施設及び区域並びに日本国における合衆  
國軍隊の地位に関する協定(以下この項に  
おいて「地位協定」という。)の規定に従いア  
メリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は  
工作物

ハ ロの土地又は工作物で、この法律の施行  
の日から起算して一年を経過する日までの間  
に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆國  
から日本国に返還され、引き続き自衛隊

#### の部隊の用に供するもの

二 この法律の施行の際琉球水道公社の設立  
(千九百五十八年高等弁務官布令第八号)に基  
づく琉球水道公社が水道法(昭和三十一年法  
律第百七十七号)による水道事業又は水道用  
水供給事業に相当する事業の用に供する施設  
の用に供している土地(当該施設に関する工  
事の用に供している土地を含む)で、引き続  
き同法による水道事業又は水道用水供給事業  
の用に供する施設の用に供するもの(当該施  
設に関する工事の用に供する土地を含む。)

#### 沖縄県

三 この法律の施行の際琉球電力公社の設立  
(千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第  
百二十九号)に基づく琉球電力公社が電気事  
業法(昭和三十九年法律第百七十号)による電  
氣工作物に相当する工作物の用に供している  
土地で、引き続き同法による電気事業の用に  
供する電気工作物の用に供するもの。沖縄振  
興開発特別措置法(昭和四十六年法律第  
四号)により設立される沖縄電力株式会社

四 この法律の施行の際沖縄にある飛行場の敷  
地である土地で、引き続き運輸大臣が設置す  
る飛行場の敷地となるもの。国

五 この法律の施行の際沖縄にある航空機の航  
行を援助するための施設又は航空通信の用に  
供する電気通信設備の用に供されている土地  
で、次に掲げるもの。国

イ 引き続き運輸大臣が設置する航空法(昭  
和二十七年法律第二百三十一号)による航  
空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に  
供する電気通信設備の用に供する土地

ロ 第一号ロの土地で、この法律の施行の日  
から起算して一年を経過する日までの間  
に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆國  
から日本国に返還され、引き続き運輸大臣  
が設置する航空法による航空保安施設の用  
に供するもの

#### 六 この法律の施行の際沖縄にある航路標識法 (昭和二十四年法律第九十九号)による航路標 識に相当する施設の用に供されている土地

で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法  
による航路標識の用に供するもの。国

七 この法律の施行の際沖縄において一般交通  
の用に供されている土地(当該施設に関する工  
事の用に供している土地を含む)で、引き続  
き同法による水道事業又は水道用水供給事業  
の用に供する施設の用に供するもの(当該施  
設に関する工事の用に供する土地を含む。)

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定め  
る区分に応じ、各年度(国の会計年度をいう。  
以下同じ。)に係る分を当該年度においてしなけ  
ればならない。この場合において、損失の補償  
は、各年度に係る分について、当該年度の開始  
する日(この法律の施行の日の属する年度にあ  
つては、この法律の施行の日。以下同じ。)の価  
格(土地又は土地に関する所有権以外の権利に  
対する損失の補償についてはその土地及び近傍  
類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工  
作物に関する所有権以外の権利に対する損失の  
補償についてはその工作物及び近傍同種の物件  
の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年  
度の開始する日の価格)によって算定しなけれ  
ばならない。

3 前項第一号に掲げる土地となるべきものの区域  
又は同項第一号に掲げる工作物となるべきもの  
及び当該土地又は工作物の使用の方法は、次の  
各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者  
がこの法律の施行前に告示する。

一 前項第一号に掲げる土地又は工作物。防衛  
施設長官

二 前項第二号に掲げる土地。厚生大臣

三 前項第三号に掲げる土地。通商産業大臣

四 前項第四号に掲げる土地。運輸大臣

五 前項第五号に掲げる土地。運輸大臣

六 前項第六号に掲げる土地。海上保安庁長官

七 前項第七号に掲げる土地。建設大臣

八 前項第六号に掲げる土地。建設大臣

九 前項第七号に掲げる土地。建設大臣

十 前項第六号に掲げる土地。建設大臣

十一 前項第七号に掲げる土地。建設大臣

十二 前項第六号に掲げる土地。建設大臣

十三 前項第七号に掲げる土地。建設大臣

十四 前項第六号に掲げる土地。建設大臣

十五 前項第七号に掲げる土地。建設大臣

十六 前項第六号に掲げる土地。建設大臣

十七 前項第七号に掲げる土地。建設大臣

十八 前項第六号に掲げる土地。建設大臣

十九 前項第七号に掲げる土地。建設大臣

第三条 前条第一項の規定により土地又は工作物  
を使用する者は、当該土地又は工作物を使用す  
ることによってその所有者及び関係人が通常受  
ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定め  
る区分に応じ、各年度(国の会計年度をいう。  
以下同じ。)に係る分を当該年度においてしなけ  
ればならない。この場合において、損失の補償  
は、各年度に係る分について、当該年度の開始  
する日(この法律の施行の日の属する年度にあ  
つては、この法律の施行の日。以下同じ。)の価  
格(土地又は土地に関する所有権以外の権利に  
対する損失の補償についてはその土地及び近傍  
類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工  
作物に関する所有権以外の権利に対する損失の  
補償についてはその工作物及び近傍同種の物件  
の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年  
度の開始する日の価格)によって算定しなけれ  
ばならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に  
係る分について前条第一項の規定により土地又  
は工作物を使用する者と当該土地又は工作物の  
所有者及び関係人が協議して定めなければな  
らない。ただし、協議をすることができないと  
きは、この限りでない。

4 前条第一項の規定により土地又は工作物を使  
用する者は、その所有者及び関係人の請求があ  
るときは、自己の見積った当該年度に係る損失  
の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないと  
き、又は同項ただし書に規定する場合に該当す  
るときは、前条第一項の規定により土地若しくは工  
作物を使用する者又は当該土地若しくは工  
作物の所有者若しくは関係人は、政令で定める  
ところにより、収用委員会に土地収用法(昭和  
二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定  
による裁決を申請することができる。

(土地又は工作物の使用に伴う損失の補償)

(原状回復の義務)

第四条 第二条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、同項ただし書の規定により当該土地又は工作物を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならない。この場合においては、政令で定めるところにより、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。

## (政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、第二条の規定による土地又は工作物の使用について必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

## (施行期日)

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条第二項及び次項の規定は、公布の日から施行する。

## (琉球政府行政主席への通知)

内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

## 理由

沖縄の復帰に伴い、沖縄における公用地等のための土地又は工作物に関する暫定使用について特別な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関する承認を求めるの件

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関する承認を求めるの件

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関する承認を求めるの件

第一百五十六条第六項の規定により、当分の間、人材院沖縄事務所を那覇市に置くことについて、国会の承認を求める。

沖縄の復帰に伴い、当分の間、沖縄における人事院の業務計画の実施を分掌する人事院沖縄事務所を那覇市に設置する必要がある旨人事院から申し出があつた。これが、この案件を提出する理由である。

## 理由

○山次委員長 順次提案理由の説明を求めます。

○山中国務大臣 ただいま議題となりました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案及び沖縄振興開発特別措置法案について、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

わが国民多年の悲願である沖縄の祖国復帰がいよいよ明年に実現する運びとなつたことは、国をあげての喜びであります。沖縄は、さきの大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖縄県民十万余のとうとい犠牲者を出したばかりか、戦後引き続き二十六年余の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、その間、沖縄百万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至つてまいりました。祖国復帰が現実のものとなつたいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、この法律案の復帰に伴う特別措置に関する理由を述べます。

この法律案は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

まず初めに、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

実現と、明るく豊かで平和な沖縄県の建設こそ沖縄復帰の基本的な目標でなければならないと存じます。このためには、まず第一に沖縄の復帰に際し、県民の生活に不安、動搖を来たさないよう最大の配慮を加えつつ、米国施政権下の諸制度からわが国の諸制度への円滑な移行をはかるため、必

要な暫定、特例措置を講ずることが肝要であります。第二に、沖縄が戦争で甚大な被害をこうむり、かつ、長期間米国施政権下にあった事情に

加え、本土から遠隔の地にあり、多数の離島から構成される等各種の不利な条件をなつてゐることに深く思いをいたし、まずその基礎条件を整備することが喫緊の課題であり、進んで、沖縄がわが国の東南アジアの玄関口であるという地理的条件と亜熱帯地方特有の気候風土を生かし、その豊かな労働力を活用して産業の均衡ある振興開発をはかることが必要であると考えます。

政府は、このよろんな見地から、従来より関係諸機関の総力を結集して復帰対策に取り組み、同時に沖縄の各界各層の方々の意見を取り入れ、琉球政府と十分な調整を行ない復帰対策要綱を決定し、この要綱を基礎として関係法律案の立案を進め、ここに、成案を得て国会の御審議をいたしました。

運びとなつた次第であります。

以上が、これらの法律案を提案した理由であります。

次に、これらの法律案の概要について御説明いたします。

まず初めに、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

次に、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

ものとするほか、沖縄県及び市町村の発足に際しての必要な措置を定め、第二に裁判の効力の承認等に関する、民事関係では事件の手続の承認等、刑事関係では罰則に関する経過措置、手続、執行の承認等についての措置を定め、第三に琉球政府並びに琉球水道公社、琉球電信電話公社、沖縄放送協会等、沖縄の法令に基づく特殊法人の権利義務の承認等についての措置を定め、第四に、通貨の交換とそれに伴い必要とされる印紙、切手類の交換等についての措置を定めております。

第五は、その他法令の適用に関する特別措置を定めた規定であります。沖縄法令による免許等の効力の承認等の通則規定を置いた上、各省所管の法令について、たとえば、交通方法等に関する経過措置、外国人弁護士に関する特例、直接税、間接税及び関税に関する経過措置、介輔、歯科その他の教育機関に関する特例、沖縄の学校介輔についての特別措置、小作地所有制限、食糧税、管理法等に関する特例、特許法等に関する特例、自動車の検査に関する特例及び自動車損害賠償責任保険契約等に関する経過措置、電話の設備料に係る経過措置、外國人弁護士に関する特例、直

の内容とするものであります。

最後に、沖縄振興開発特別措置法案についてその概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴い、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、これに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的な特性に即した沖縄の振興開発をはかり、もつて原民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とするものであります。つまり、この法律案は、本土において従来の地域立法でとられている振興開発の手法を総合的に駆使するとともに、沖縄の実情に合った産業の振興開発の方策を講じ、それらを計画的な沖縄の県づくりに役立てようとするものであり、他方、こうした施策がとられても、制度の変更、米国軍隊の縮小、撤退等に伴う失業等の避けがたい事態も予想され、これに対処するため、職業の安定をはかるための特別の措置を講ずることにしております。

この法律案においては、まず第一に、土地の利用、産業の振興開発等十三項目にわたる十カ年を目途とした総合的な沖縄振興開発計画を策定することにし、その策定については、沖縄の自治を尊重するたてまえから沖縄県知事が原案を作成し、内閣総理大臣が沖縄振興開発審議会の議を経て決定することにいたしております。また、振興開発計画に基づき事業のうち、土地改良、道路、港湾等の施設の新設または改築、二級河川の改良工事、維持または修繕及び港湾工事について、県、市町村等からの申請に基づき、国が直轄で建設または管理を行なうことができるところにいたしております。

第一に、産業振興開発のための特別措置とし

て、工業開発地区の指定制度を設け、農用地等の譲渡にかかる所得税の軽減、事業用資産の買いかえの場合は課税の特例、減価償却の特例、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置、特定事

業所の認定の制度の創設とそれに伴う税制上の優遇措置、工場用地、道路、港湾施設等の整備及び農地法等による処分についての配慮につき規定の整備をはかつております。また、沖縄の中小企業

について、沖縄振興開発審議会等に関する必要となる規則を設けております。

なお、以上三法案の施行期日については、原則として琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とア

メリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行することにし、また、これらの法律の内容について沖縄県民に周知徹底をはかるため、内閣総理大臣は琉球政府行政主席に通知することにいたしてあります。

以上が三法案の提案の理由及びその概要であります。これらの法律案は、いずれも沖縄県の自

治権を最大限に尊重しつつ、新しい沖縄県の伸長、発展に取り組む政府の基本姿勢を明確にするためのものであることを申し添えておきます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○床次委員長 防衛庁長官西村直己君。

○西村(直)國務大臣 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案の提案の理由と内容の概要について、御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴い、沖縄における特別の法人を設けることによつておられます。

第四に、電気の安定的かつ適正な供給をはかるため、沖縄の電気事業について資金上、税制上必要な助成を行なうとともに、米国民政府布令で設立され、沖縄における発送電の中核的機関である琉球電力公社の業務を引き継いで実施させるため、新たに特殊法人として沖縄電力株式会社を設立することにいたしております。

第五に、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定をはかるため、職業紹介、職業訓練、就業機会の増大のための事業等に関する計画を作成し、必要な措置を講ずることとに、沖縄振興開発

さらに一定の事由による失業者に対しては、就職活動を容易にし生活の安定をはかるため、有効期間三年の求職手帳の発給、手当の支給その他早期再就職のための各種の援護措置を講ずることにいたしております。

以上のほか、無医地区における医療の確保等、その他離島及び過疎地域について必要な定めをすることとに、国有財産の譲与等の特例、地方債に

ついての配慮、沖縄振興開発審議会等に関する必要な規定を設けております。

なお、以上三法案の施行期日については、原則として琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とア

メリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行することにし、また、これらの法律の内容について沖縄県民に周知徹底をはかるため、内閣総理大臣は琉球政府行政主席に通知することにいたしてあります。

以上が三法案の理由及びその概要であります。これらの法律案は、いずれも沖縄県の自治権を最大限に尊重しつつ、新しい沖縄県の伸長、発展に取り組む政府の基本姿勢を明確にするためのものであることを申し添えておきます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○床次委員長 防衛庁長官西村直己君。

○西村(直)國務大臣 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案の提案の理由と内容の概要について、御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴い、沖縄における特別の法人を設けることによつておられます。

第四に、電気の安定的かつ適正な供給をはかるため、沖縄の電気事業について資金上、税制上必要な助成を行なうとともに、米国民政府布令で設立され、沖縄における発送電の中核的機関である琉球電力公社の業務を引き継いで実施させるため、新たに特殊法人として沖縄電力株式会社を設立することにいたしております。

第五に、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定をはかるため、職業紹介、職業訓練、就業機会の増大のための事業等に関する計画を作成し、必要な措置を講ずることとに、沖縄振興開発

て使用することを必要とするものがあります。

これらのものを大別いたしますと、第一に、現に米軍が使用している土地などのうち、沖縄の復帰後も引き続き自衛隊の部隊の用に供するものであります。これは、復帰後の沖縄の防衛責任はわが国が負うこととなるので、可能な範囲で本土と同様に、自衛隊による局地防衛、民生協力、災害救援等を実施することが、政府の当然の責務となり、そのため、所要の部隊を復帰時またはできればこれに近い時期に配備することが必要であるからであります。

第二に、現に米軍の用に供されている土地などのうち、沖縄の復帰後も引き続き駐留米軍の用に供するものであります。これは、日米安全保障条約及びこれに関連する取り組みに従い、米軍の駐留をわが国及びわが国を含む極東における國際の平和と安全のために、わが国が必要と認めているからであります。

第三に、現に水道、電気、飛行場、航空保安施設など、航路標識及び道路の用に供されている土地で、沖縄の復帰後も引き続きこれらの用に供されるものであります。これは、住民の日常の生活や福祉に密接な関係を持つ施設等でありますので、復帰の日以後もその機能をとめることのないよう保障しておく必要があります。

国などがこれらの公用地等を引き続き使用するにあつては、できる限り、従来これらの公用地等を提供していた所有者その他の権利者との円満な契約によるべきことは申しません。

しかししながら、現在沖縄では、三万数千人に及ぶ多数の所有者及びその他の権利者が数えられ、しかもそのうちには相当数の所在不明者、海外居住者等も含まれている状況でありますので、わが国の施政権の外に置かれている沖縄において、これらの人々とあらかじめ話し合いをし、復帰日までにそのすべてについて契約の締結に至ることは容易ではありません。また、復帰日以降国などがこれらの公用地などを米国にかわって引き続いて

計画に基づく事業等への失業者の就労を促進し、

さらに一定の事由による失業者に対しては、就職活動を容易にし生活の安定をはかるため、有効期間三年の求職手帳の発給、手当の支給その他早期再就職のための各種の援護措置を講ずることにいたしております。

暫定的に使用したとしても、所有者等については従来の使用関係の範囲を越えるものではありません。これらの事情を勘案すると、経過措置として暫定的に一定期間これらの土地などの使用権を設定して、その間に契約その他必要な措置をとることとすることはやむを得ないことであると考えられます。また、この法律による使用の開始後であっても、使用者たる国などは、土地などの所有者などとの合意によりこれを使用するようつとめるべきであり、このことは、法律案の第一条において明確に規定されています。

次に、この法律案で規定しております土地などの暫定使用の内容を申し上げます。

その概要は、

第一に、この法律の施行の際沖縄において米軍の用に供されている土地などのうち、引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの、引き続き駐留米軍の用に供するもの、またはこの法律の施行の日から一年以内に米国から返還され引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの。

第二に、この法律の施行の際琉球水道公社または琉球電力公社が水道事業用施設、電気工作物などの用に供している土地で、引き続きこれらのために供するもの。

第三に、この法律の施行の際沖縄にある飛行場、航空保安施設、航空通信用電気通信設備または航空標識の用に供されている土地で、引き続きこれらのために供するもの、またはこの法律の施行の日から一年以内に米国から返還され引き続き航空保安施設の用に供するもの。

第四に、この法律の施行の際沖縄において一般交通の用に供されている米軍の築造にかかる道の敷地で、引き続き道路法上の道路の敷地となる土地については、国などがこの法律の施行の日からこれらの土地等について権原を取得するまでの間、使用することができるというものであります。ただし、使用期間については、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内で土地などの種

類等を考慮して政令で定める期間に限つております。

以上のほか、この法律案では、土地などを使用する場合の手続に関する事項として、使用する土地など及び使用の方法の告示並びに所有者等に対する通知等について規定し、あわせて土地などの使

用に伴う損失の補償並びに使用をやめた場合の返還及び原状回復の義務について定めております。

また、この法律は、一部の規定を除き、沖縄返還協定の効力発生の日から施行することとしております。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げましたが、何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに、御賛成くださるようお願いいたします。(拍手)

○床次委員長 人事院總裁佐藤達夫君。

○佐藤(達)政府委員 ただいま議題となりました国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求める件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この案件は、沖縄の復帰に伴い、当分の間、人事院沖縄事務所を那覇市に置くことについて国会の御承認を求めるものであります。申すまでもなく、沖縄の復帰に伴いまして、数千名にのぼる琉球政府職員が一挙に一般職の国家公務員に身分を切りかえられ、これらの職員に対し国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員災害補償法等の諸法律及びこれらに基づくものとの制度が新規に適用されることになります。

沖縄地域における國の人事行政が公正に確保され、これら国家公務員の利益が保護されますよう、これら諸制度をすみやかに各官署の人事事務担当者、各職員団体等に浸透をさせるとともに、人事院の業務全般を積極的に展開する必要があるものと考えておりますが、沖縄の地理的事情等にかんがみ、少なくとも当分の間は、現地に人

事院の地方の事務所を設置する必要があるものと考えます。

以上の理由によりまして、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し、国会の御承認を求める次第であります。

何とぞよろしくお願ひ申し上げます。(拍手) ○床次委員長 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十八分散会